

議案第 86 号

第 6 次所沢市総合計画後期基本計画の策定について

第 6 次所沢市総合計画後期基本計画を別記のとおり策定したいので、所沢市議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第 6 次所沢市総合計画後期基本計画を策定いたしたく、本案を提案するものである。

第6次所沢市総合計画後期基本計画

(令和7年度～令和10年度)

(2025年度～2028年度)

1 後期基本計画について

1.1 計画策定の背景

本市では、令和元年度から令和10年度までの10年間を計画期間とする基本構想において「絆、自然、文化 元気あふれる『よきふるさと所沢』」を将来都市像として掲げ、これを実現するために定めた7つの「まちづくりの目標」に基づき、まちづくりを進めています。

第6次所沢市総合計画に基づく取組については、前期基本計画（令和元年度～令和6年度）により着実に進めてきましたが、少子高齢化の進行やSDGs（持続可能な開発目標）に対応した取組、DXの推進（デジタル技術で社会や生活の形を変えること）、新型コロナウイルス感染症の流行など、市を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、令和6年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、本市を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、令和7年度から令和10年度までを計画期間とする後期基本計画を策定したものです。

1.2 第6次所沢市総合計画の構成・期間

第6次所沢市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成しています。

1.2.1 基本構想

計画期間は令和元年度から令和10年度までの10年間です。まちづくりの理念及び将来都市像並びにこれらを実現するためのまちづくりの目標を示したものです。

1.2.2 基本計画

基本構想を実現するため、まちづくりの目標に対する現状、課題及び課題解決に向けた施策の方針並びに施策の体系及び主要な事業などを示したものです。

第6次所沢市総合計画では、前期基本計画を6年間、後期基本計画を4年間としています。これは、前期基本計画期間中において「ところざわサクラタウン」の整備、所沢駅西口の再開発、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催など、本市の取り巻く状況に大きな変化が見込まれたことから、確固たる方針のもとに施策を推進するために6年間としたものです。

後期基本計画では、本市を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、令和7年度から令和10年度までを計画期間としています。

1.2.3 実施計画

基本計画で示された施策及び主要事業並びに新たに生じた課題解決に向けて必要な事業など、実施の時期及び実施にあたっての具体的な方策を示したものです。

計画期間は4年間とし、財政状況や社会情勢等を考慮しながら、毎年度、見直しを行っています。

1.3 本市の現状

1.3.1 人口推移と将来人口

本市の人口は、平成23年10月に34万3千人を超え、以降、34万3千人から34万4千人台で推移していましたが、今後は徐々に減少することが見込まれ、令和10年には34万人を割り込むものと推計しています。

本市の年齢構成別の将来人口推計では、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)は減少傾向にありますが、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあります。後期基本計画が終了する令和10年には、老年人口割合は令和5年と比較して0.64ポイント上昇するものと推計しています。

1.3.2 財政状況

1.3.2.1 歳入(一般会計)の推移・歳入の見通し

前期基本計画期間における一般会計の歳入については、令和元年度は1,176億円、令和2年度は1,505億円、令和3年度は1,256億円、令和4年度は1,267億円となりました。このうち、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症関連の国庫支出金が増加した結果、他の年度と比較して高額となりました。

将来的な国の制度変更などの不確定要素もありますが、各分野の現行制度を基本とし、過去の歳入の実績を考慮した財政見通しを立てています。

表.1 歳入の見通し

(単位：百万円)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
市税	56,641	56,688	56,267	56,334
地方譲与税・交付金・ 地方交付税	13,690	13,890	14,088	14,388
分担金及び負担金・ 使用料・手数料	2,056	2,056	2,056	2,056
国庫支出金・県支出金	33,091	32,770	33,677	34,386
市債	9,440	7,612	8,781	8,369
その他	9,050	9,059	9,212	9,011
歳入合計	123,968	122,075	124,081	124,544

出典：《令和5年度ローリング版》所沢市中長期財政計画

1.3.2.2 歳出(一般会計)の推移・歳出の見通し

前期基本計画期間における一般会計の歳出については、令和元年度は1,125億円、令和2年度は1,445億円、令和3年度は1,177億円、令和4年度は1,164億円となりました。このうち、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症関連に係る補助費等が増加した結果、他の年度と比較して高額となりました。

将来的な国の制度変更などの不確定要素もありますが、各分野の現行制度を基本とし、過去の歳出の実績等を考慮した財政見通しを立てています。

表.2 歳出の見通し

(単位：百万円)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
人件費	20,246	19,961	20,181	20,004
扶助費	32,370	33,029	33,751	34,522
公債費	8,100	8,242	8,395	8,751
物件費	21,170	20,383	20,669	20,827
繰出金	11,985	12,348	12,693	13,106
普通建設事業費	13,665	11,553	11,671	10,445
その他一般歳出	16,432	16,559	16,721	16,889
歳出合計	123,968	122,075	124,081	124,544

出典：《令和5年度ローリング版》所沢市中長期財政計画

1.3.2.3 今後の課題

今後は、生産年齢人口の更なる減少が予測され、歳入の増加も見込めない一方、歳出は高齢化の進行などによる社会保障経費の自然増に加え、老朽化した公共施設等の維持・更新経費の増加や物価高騰による様々な経費への影響が見込まれており、本市の財政状況は、ますます厳しさを増していくものと考えられます。

このような厳しい財政見通しのなか、経常的経費の削減に加え、限られた財源を効果的・効率的に配分するとともに、民間活力の導入や新たな財源確保策を検討し、健全で安定的な財政運営に努めていく必要があります。

1.4 後期基本計画の構成

後期基本計画は、「まちの未来に向けた取組」と「まちづくりの目標」で構成します。

1.4.1 まちの未来に向けた取組

分野横断的な課題や重点を置いて進めるべき取組について、まちづくりの目標の枠を超えて連携・補完できるよう、「まちの未来に向けた取組」として、「リーディングプロジェクト」と「中核市移行による地方分権の推進」を掲げます。

1.4.2 まちづくりの目標

前期基本計画から引き続き、基本構想に掲げる7つの「まちづくりの目標」を「章」として第1章から第7章に設定し、各章には施策を項目別に整理した「節」を設定します。

1.5 計画の進捗管理

後期基本計画では各節（施策）に対応して評価指標（43項目）を設定し、毎年度、PDCAサイクル（P:計画、D:実行、C:評価、A:改善）に基づき進捗管理を行います。なお、評価指標は、施策の進捗を測る指標として設定します。

2 まちの未来に向けた取組

分野横断的な課題や重点を置いて進めるべき取組について、まちづくりの目標の枠を超えて連携・補完できるよう「まちの未来に向けた取組」としてまとめ、基本構想に掲げる将来都市像「絆、自然、文化 元氣あふれる『よきふるさと所沢』」の実現に向けて取り組めます。

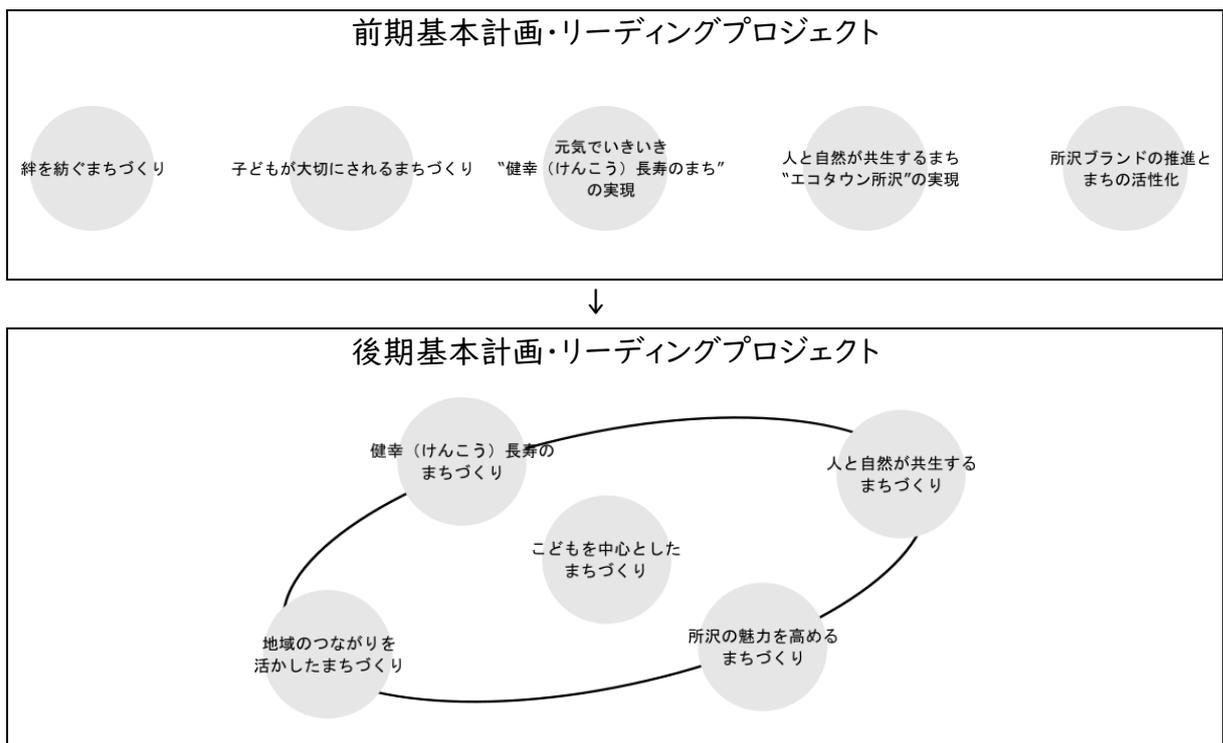
■ まちの未来に向けた取組Ⅰ 「リーディングプロジェクト」

第6次所沢市総合計画前期基本計画では、将来都市像を実現するための優先的な取組として、5つのリーディングプロジェクトを設定しました。

後期基本計画では、前期基本計画の5つのリーディングプロジェクトを誰にでも分かりやすい名称に改めた上で継承します。

また、リーディングプロジェクトの1つである「子どもを中心としたまちづくり」をプロジェクトの中心におくことによって、子どもたちの健やかな育ちをみんなで支えることへとつなげていきます。

子どもたちが元気に育つ環境を地域全体で支えていくことによって、あらゆる世代の定住・流入や雇用・産業の創出を促し、若者だけでなく、性別や年代を問わず、より多くの人に「住みたい、住み続けたい」と思ってもらえるまちづくりをめざします。



■ まちの未来に向けた取組2 「中核市移行による地方分権の推進」

【基本的な考え方】

本市は、平成14年4月に特例市となり、法令上の一定の権限を持つとともに、埼玉県の特例条例による権限移譲においても積極的にこれを受け入れてきました。

近年においては、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症の流行による健康危機に対する懸念の増大、人口減少社会の進展など大きく状況が変化しています。

中核市制度は地方分権を推進するための制度であり、住民に身近な行政サービスを地方自治体が主体的に担うことで、自らの判断と責任において、住民ニーズに応え、地域の課題解決に取り組むことができます。

本市では、このような状況を踏まえつつ、県南西部地域の中核を担う都市として、本市の特性を活かした持続的に発展するまちづくりを進めるため、令和12年4月に中核市への移行をめざすものです。

【中核市移行における効果】

中核市移行により、埼玉県から事務が移譲されることになり、これらの事務を地域の実情や既存の事務とあわせて一体的に推進することで、これまで以上に自らの判断と責任で、地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供していくことができます。具体的には、次のような効果が考えられます。

- ① 市民サービスの充実
- ② 行政サービスの迅速化
- ③ 総合的な保健衛生サービスの提供
- ④ 特色あるまちづくりの推進
- ⑤ 都市としてのイメージアップ

【中核市移行における課題】

中核市移行により、増加する事務に対応するため、組織や人事面のあり方を検討するとともに、財源確保の見通しを踏まえた上で、保健所の整備費をはじめとした経費の精査が必要です。具体的には、次のような課題が考えられます。

- ① 組織体制の整備
- ② 人材の確保
- ③ 事務スペースの確保
- ④ 経費と財源の精査
- ⑤ 保健所の整備

リーディングプロジェクト

第6次所沢市総合計画後期基本計画におけるリーディングプロジェクトでは、「まちづくりの目標」の基本方針のうち、特に重点を置いて進める取組を「主な取組」として、また、「まちづくりの目標」の枠を超えて連携・補完することで、より効果的な施策運営が図れる取組については「関連する取組」として位置づけます。

◎ こどもを中心としたまちづくり

少子高齢化に伴う家族形態の変化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化により、孤独や不安を抱えながら生活する家庭や経済的な困難さを感じて生活する家庭が存在しています。

次代を担うこどもたちが、たくましく健やかに育っていくためには、子育ての一義的な責任を有する保護者が安心して子育てができるよう、地域全体でこどもの育ちを支えていく必要があります。

このような状況を踏まえ、こどもの成長に応じた切れ目のない支援を提供することで、若い世代が暮らしやすく、安心して結婚、妊娠、出産、子育てを行うことができる環境の整備を進めます。

所沢の豊かな自然を活かした子育て環境の中で、家庭、地域、学校、市がともに関わりあい、それぞれの役割を担いながら、全てのこどもたちの幸せを第一に、まちぐるみでこどもたちの成長を見守る取組を進めます。

主な取組

第2章 子どもが大切にされるまち

- 2-1-1 こどもの育成支援の充実
- 2-1-2 子育て家庭への支援の充実
- 2-1-3 地域における子育て支援の充実
- 2-4-1 家庭・地域・学校みんなで青少年の健全育成
- 2-5-1 確かな学力と自立する力の育成
- 2-5-2 豊かな心の育成

関連する取組

第1章 人と人との絆を紡ぐまち

- 1-5-3 家庭・地域の教育力の向上

第3章 健幸(けんこう)長寿のまち

- 3-1-2 母子保健事業の充実

第4章 みどりあふれる持続可能なエコタウン

4-2-3 みどりと水の保全

◎ 地域のつながりを活かしたまちづくり

「地域でできることは地域で解決する」という自立性を支援するため、各地区にある「まちづくりセンター」が地域の拠点施設となり、地域の関係団体同士がつながる「地域づくり協議会」などの運営を支援してきました。

また、高齢者や障害者、子育て世帯等が住み慣れた地域で人と人の絆により支え合い、生きがいを持ち、誰もがその人らしい生活が送れる地域づくりを推進しています。

今後も、地域のことを「他人事」ではなく「我が事」と考える住民主体の地域づくりを支援し、身近な地域に広がるネットワークづくり、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための取組の推進、地域の課題を解決するための体制づくりを推進する必要があります。

引き続き、地域ネットワークである「地域づくり協議会」への支援をはじめ、まちづくりセンターを中心とした全庁的な支援体制を整え、地域コミュニティの充実を図るとともに、多様な主体が連携を図り、地域の人と人との支え合う活動を促進します。

主な取組

第1章 人と人との絆を紡ぐまち

1-1-1 地域コミュニティの充実

1-2-2 身近な地域に広がるネットワークづくり

1-4-2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための取組の推進

1-4-3 地域の課題を解決するための体制づくり

関連する取組

第2章 子どもが大切にされるまち

2-1-3 地域における子育て支援の充実

第3章 健幸(けんこう)長寿のまち

3-1-1 主体的な健康づくりの推進

◎ 健幸(けんこう)長寿のまちづくり

健康で幸せを感じながらいつまでもいきいきと地域で暮らすためには、充実した医療体制はもとより、市民一人ひとりが自分の心と体を大切にする健康意識の向上が重要です。このため、多くの方が楽しめる“歩くこと”等を中心とした、生涯にわたって主体的に取り組むことができる健康づくり、体力づくりを進めていく必要があります。

また、人や自然との触れ合いは、心の豊かさや活力を育むことにもつながります。誰もが外に出て人や自然に触れ、活動したくなるように、所沢の豊かな自然を感じられる環境や、人々が憩い、楽しみを感じられるにぎわいの創出など、「歩いて」「楽しんで」健幸長寿を実感できるまちづくりを進めます。

主な取組

第3章 健幸(けんこう)長寿のまち

3-1-1 主体的な健康づくりの推進

3-5-1 スポーツ活動を通じた健康・体力づくりの推進

関連する取組

第1章 人と人との絆を紡ぐまち

1-1-1 地域コミュニティの充実

1-4-1 自立した生活を継続するための取組の推進

第4章 みどりあふれる持続可能なエコタウン

4-2-1 生物多様性への理解と参加の推進

4-2-3 みどりと水の保全

第5章 魅力・元気・文化を誇れるまち

5-3-1 にぎわい拠点の創出・活性化

5-3-2 にぎわい拠点のネットワーク形成

5-3-3 観光を軸としたブランド化の推進

第6章 自然と調和する住みよいまち

6-1-3 所沢らしい景観まちづくりの推進

6-3-3 歩行者・自転車環境の整備推進

◎ 人と自然が共生するまちづくり

「気候危機」という言葉も使われるほど、気象や気候の極端な現象が地球規模で頻発するなど、地球温暖化による気候変動の影響が深刻さを増しています。また、この影響は、生物多様性の損失につながる可能性があります。地球温暖化の影響を抑えるためには、産業革命前からの世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑える必要があり、2030年までに温室効果ガス排出量を約50%削減、2050年までに実質ゼロにすることが求められます。

本市では「所沢市脱炭素社会を実現するための条例」を制定し、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及、省エネルギーの推進、資源化によるごみの減量など、市民・事業者・市が一体となって、温室効果ガス排出量削減の取組を進めるとともに、豊かなみどりの保全・創出を進め、「ゼロカーボンシティ」の実現をめざしています。

そして、これらの取組を一層推進するため、環境教育・環境学習を充実させ、自然や環境について学ぶ場や機会を提供するなど、一人ひとりの環境意識の向上と次世代を担う人材の育成を図るとともに、教育、福祉、健康や産業などの分野と有機的につなげることで、みどりあふれる持続可能なエコタウンを構築します。

主な取組

第4章 みどりあふれる持続可能なエコタウン

- 4-1-1 地球温暖化緩和策の推進
- 4-1-2 エネルギー使用に伴う環境負荷の低減
- 4-1-3 気候変動の影響への適応
- 4-2-2 人と自然との絆の強化
- 4-2-3 みどりと水の保全
- 4-3-2 ごみ処理に要するエネルギー消費の低減

関連する取組

第2章 子どもが大切にされるまち

- 2-5-2 豊かな心の育成

第3章 健幸(けんこう)長寿のまち

- 3-1-1 主体的な健康づくりの推進

第6章 自然と調和する住みよいまち

- 6-1-1 計画的かつ合理的な土地利用の推進
- 6-1-2 土地利用推進エリアにおける計画的な土地利用の推進
- 6-1-3 所沢らしい景観まちづくりの推進
- 6-2-2 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進
- 6-2-3 市街地整備の適正な誘導（良好な市街地整備の推進）
- 6-3-3 歩行者・自転車環境の整備推進
- 6-4-1 交通政策の推進と公共交通の充実
- 6-7-1 安心・安全で良好な住宅や住環境整備の推進

◎ 所沢の魅力を高めるまちづくり

まちの活性化を進めていくためには、多岐にわたる本市の魅力を、にぎわい拠点や多くの人々が集うイベントなどを通じて、市民や国内はもとより海外にまで伝えられるよう、十分に活かしていくことが必要です。

本市は「日本の航空発祥の地」として知られるほか、狭山湖や狭山丘陵に代表される都市近郊の豊かなみどり、歴史の中で育まれてきた重松流祭囃子などの伝統文化や秋田家住宅などの歴史的建造物、狭山茶・さといもなどの農産物、世界農業遺産にも認定された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」、焼だんごや手打ちうどんといった食文化など、生活に身近な魅力があります。また、国内外から多くの人々が訪れる、所沢航空記念公園や西武ドーム球場とその周辺のボールパーク、世界的に著名な建築家がデザインを手掛けた「ところざわサクラタウン」、「音楽のあるまちづくり」による豊かな音楽文化や新たな交流の創出など、市民それぞれが愛着を持ち誇りに思える数多くの「所沢ブランド」もその魅力です。

こうした所沢の豊かなみどりと多彩な文化の魅力を市内外に伝えるため、インバウンドに対応した多言語表示や通信環境の整備、地元商店や地域における来訪者の受入れに備えた取組の推進など、訪れて楽しい空間づくりや市内の魅力ある観光拠点、商店街などへの回遊性の質を高めるとともに、「所沢市民フェスティバル」や「ところざわまつり」「ところざわ新茶まつり」などをはじめとする様々な機会を通じて、「所沢ブランド」として発信していきます。

また、全国に向けて市の魅力を発信するため、ふるさと応援寄附を推進します。

主な取組

第5章 魅力・元気・文化を誇れるまち

- 5-2-1 地域を牽引する事業者等への支援
- 5-3-1 にぎわい拠点の創出・活性化
- 5-3-3 観光を軸としたブランド化の推進
- 5-3-4 農のあるまちづくりの推進
- 5-3-5 観光客誘致・受入体制の強化
- 5-6-1 個性あふれる文化の創造
- 5-6-2 文化財の調査・保存・活用

関連する取組

第4章 みどりあふれる持続可能なエコタウン

- 4-2-1 生物多様性への理解と参加の推進
- 4-2-3 みどりと水の保全

第6章 自然と調和する住みよいまち

6-2-1 所沢駅周辺のにぎわいのあるまちづくりの推進

第7章 未来(あす)を見つめたまちづくり

7-4-3 地域の総合力の向上

3 まちづくりの目標

第1章 人と人との絆を紡ぐまち

第2章 子どもが大切にされるまち

第3章 健幸(けんこう)長寿のまち

第4章 みどりあふれる持続可能なエコタウン

第5章 魅力・元気・文化を誇れるまち

第6章 自然と調和する住みよいまち

第7章 未来(あす)を見つめたまちづくり

第1章 人と人との絆を紡ぐまち

第1節 地域づくり

第2節 地域福祉

第3節 障害者福祉

第4節 高齢者福祉

第5節 生涯学習・社会教育

第6節 危機管理・防災

第7節 防犯・消費生活

第8節 交通安全

施策の方向性

地域力の向上を図るとともに、福祉や防犯・防災の施策においてもお互いに助け合う取組を推進することにより、地域包括ケアシステムの推進や災害に対する強靱なまちづくりなどを進めます。

第1節 地域づくり

(1) これまでの主な取組

- ・ 地域コミュニティの充実を図るため、地域づくり協議会へ交付金を交付したほか、地域のイベントやまちづくりセンターに関する情報をSNSや情報紙を活用して発信するなど、地域に身近な拠点施設としてのまちづくりセンターの運営に努めました。
- ・ パンフレット等を活用した自治会・町内会への加入促進、広報紙による市内11地区の活動紹介、集会施設の修繕や維持管理の費用助成による地域コミュニティ活動拠点の整備等を実施しました。
- ・ 市民活動支援システム「トころんWeb」の利用対象を市民活動支援センターの登録団体のほか、地域福祉センターの登録団体（障害者団体、ボランティア団体）や生涯学習ボランティア人材バンク登録者まで拡大し、市民活動団体の情報をより効果的に発信しました。

(2) 課題

- ・ 地域コミュニティの活動は、感染症の拡大等の不測の事態や役員の高齢化による担い手不足に対応するため、デジタル技術を活用するなど多様な活動を行えるよう支援が求められます。また、より多様な分野の方々が参加し、交流できるような工夫が必要です。
- ・ 自治会・町内会加入促進の取組を進める一方で、自治会・町内会の加入率や加入世帯数は、減少傾向にあります。価値観の多様化・ライフスタイルの変化により、自治会・町内会活動に関心が低くなっています。
- ・ 市民活動団体に関しては、登録団体の高齢化等により、活動の継続が困難になる等の課題があります。また、同じ課題を抱えている団体同士の情報交換や交流の場の活用が必要です。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
地域のつながりが強くなったと回答した人の割合	%	R5	R10
		9.7	12.4
説明	地域のつながりを測る指標です。 数値は、所沢市市民意識調査の設問のうち、「あなたがお住まいの地域のつながりは、以前（5年程度前）と比べ、どのように変化したと感じますか」に対し、「強くなった」「どちらかといえば強くなった」と回答した人の割合です。		
目標	現状値からコロナ禍前の令和元年度の12.4%に回復させることをめざすものです。		

(4) 基本方針

1-1-1 地域コミュニティの充実

自治会・町内会や市民活動団体等が連携・協力しながら地域課題を共有し、課題解決に取り組むことができるよう、地域づくり協議会への支援を行い、地域コミュニティの充実を図ります。

地域活動の拠点としてまちづくりセンターの役割やあり方を改めて検討し、機能の充実を図ります。

さらに、所沢市民フェスティバルの開催を支援することで、来場者、出展者同士のコミュニティづくりを促し、自治会・町内会、市民活動団体以外の地域コミュニティの充実も図ります。

1-1-2 地域コミュニティの支援

地域活動で重要な役割を果たす自治会・町内会や市民活動団体等について、様々な機会を通して、市民に周知することで関心を高め、加入や参加につながるよう努めるとともに支援します。

また、地域に関する情報を関係機関や関係部署間で共有するとともに、地域活動への参加や地域課題の解決への取組につながる情報を発信します。

さらに、まちづくりセンター・コミュニティセンターの維持管理及び地域集会施設に係る助成など、引き続き、地域コミュニティ活動の拠点を整備します。

1-1-3 市民活動の促進

既存の市民活動団体のみならず、新たに市民活動を開始できるよう、市民活動支援センターの運営を通して、市民活動に関する情報発信を行うとともに、イベントや講座の開催、交流の場の提供等により市民活動を促進します。

市民活動団体の交流については、協働でイベントを開催する機会を更に増やすほか、自治会・町内会や市民活動団体等との連携に向けても引き続き取り組みます。

第2節 地域福祉

(1) これまでの主な取組

- ・ こどもと福祉の未来館にある地域福祉センターを中心とした地域福祉の推進に努めました。
- ・ 所沢市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動を支援し、関係機関等と連携を図りながら、身近な地域での見守りや支え合いの促進に努めました。
- ・ 令和4年6月に権利擁護支援の中核機関として所沢市成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する周知啓発・相談支援体制の充実を図るとともに、地域連携ネットワークの構築を図りました。

(2) 課題

- ・ 近年の地域福祉における複雑・複合化した支援ニーズへの対応に向けて、行政、市民、社会福祉法人等が一体となって取り組む必要があります。
- ・ 民生委員・児童委員の制度周知に努めるとともに、所沢市民生委員会推薦会や地域の協力を得て、民生委員・児童委員の充足率の向上をめざす必要があります。
- ・ 社会的に認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれているため、成年後見制度の更なる周知啓発を行うとともに、地域連携ネットワークに関わる団体や関係機関等の連携を強化する必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
「所沢市地域福祉計画」に掲げた取組を測る指標の達成率	%	R5	R10
		87.7	93.0
説明	「所沢市地域福祉計画」における目標の達成度を測る指標です。 数値は、「所沢市地域福祉計画」における指標の達成率です。		
目標	令和10年度までに93.0%以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

1-2-1 地域福祉のコミュニティづくり

身近な地域で、こどもから高齢者まで、障害のある人もない人も、自分の意欲や関心を活かして活動できる、地域福祉のコミュニティづくりを推進します。

また、市民が福祉を身近に感じて実際の行動につながるよう、地域福祉活動の促進や情報発信の充実を図ります。

1-2-2 身近な地域に広がるネットワークづくり

地域福祉の拠点、相談機能、身近な地域での見守りや支え合いの仕組みとして、身近な地域から広域にわたるまで、包括的な相談支援体制を構築し、支援を必要とする人にサービスが届く地域をめざします。

また、民生委員・児童委員制度の周知と担い手の確保に努めます。

1-2-3 安心・安全に地域で生活できる環境づくり

全ての人が、地域で安心して生活できるよう、権利擁護支援の推進を図るとともに、災害時の助け合いにつながる相互扶助の関係を築くことのできる地域をめざします。

また、生活困窮者自立支援法に基づいた自立相談等の支援やひきこもり対策、生活保護制度を適正に実施します。

第3節 障害者福祉

(1) これまでの主な取組

- ・ 障害者虐待防止法に関する情報の周知に努めるとともに、関係機関と連携して虐待案件に対応する等、障害者の権利擁護の推進を図りました。また、更なる障害理解の促進を図るため、市民や事業者を対象とした出前講座を実施しました。
- ・ 障害者の社会参加を推進するため、障害者週間記念事業や市内障害者福祉施設作品展等のイベントを開催しました。また、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的に障害のある人もない人も参加できる文化芸術活動のワークショップを開催しました。
- ・ 重篤な精神障害者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、精神科医・看護師・精神保健福祉士等の専門職で構成するアウトリーチチームによる支援を実施しました。
- ・ 障害者の地域社会での自立を促進するため、ところざわ就労支援センターによる就労相談を行いました。

(2) 課題

- ・ 障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止に向けた取組について、継続して障害者を含めた市民、事業者の理解を深めていく必要があります。
- ・ 障害者が活躍できる場を増やすとともに、地域の方々の障害に対する理解を深めるため、引き続き、障害者の社会参加の機会を確保していく必要があります。
- ・ 障害者が地域において自立した生活を営むため、障害の種別に応じた総合的な支援が必要です。また、近年、障害者支援は複雑化しており、障害者本人だけでなく、障害者の家族支援まで実施できる環境を整備していく必要があります。
- ・ 障害者の多様な働き方に対応するため、就労の定着支援を強化していく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
障害福祉サービスの利用率	%	R5	R10
		83.4	85.0
障害者の生活支援に関する取組の成果を測る指標です。 説明 数値は、障害福祉サービスの利用率です。 障害福祉サービス利用率 = 障害福祉サービス利用者数 / 支給決定者数			
目標	毎年度、85.0%以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

1-3-1 差別解消と権利擁護の推進

市民、事業者、市の各主体が共生社会実現のための責務を果たせるよう周知啓発を図ります。

また、障害者の権利擁護の推進を図るため、所沢市基幹相談支援センター等と連携し、虐待への対応や成年後見制度の利用支援等に取り組みます。

1-3-2 社会参加の促進と協働の推進

スポーツ、文化芸術に関する活動機会の創出や参加支援、選挙による政治への参加等を通して、障害者の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解を深め、地域における障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

1-3-3 自立した生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、相談体制の整備や生活環境の整備を進めるとともに、福祉サービスの円滑な利用の促進等、障害者の年齢や障害特性に応じた生活支援を行います。

また、重篤な精神障害者には、引き続きアウトリーチ等による支援を行います。

1-3-4 雇用・就労の促進

障害者の就労の機会を増やすため、民間企業への障害理解促進に関する周知啓発を行うとともに、福祉的就労の機会の確保のため、環境の充実を図ります。

また、ところざわ就労支援センターにおいて、就労や就職後の職場定着の促進を図る等の就労定着支援を行います。

第4節 高齢者福祉

(1) これまでの主な取組

- ・ 介護予防や閉じこもり予防のため、通いの場等の支援を行い、高齢者の居場所づくりや社会参加を促進しました。また、知識や経験を活かした地域の担い手を増やす取組として、地域のつながり養成講座（シニア・アカデミー）を開催しました。
- ・ 認知症の正しい知識の普及・啓発のため、認知症サポーター養成講座を実施しました。また、見守りの仕組みを推進するため、「トころんおかえりQR」を開始しました。
- ・ 地域資源の開発やネットワーク化のため、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置しました。また、地域活動の担い手の発掘及び育成を通じて、地域における支援体制づくりに取り組みました。
- ・ 介護保険給付を適正に実施するため、ケアプランを点検しました。

(2) 課題

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、通いの場の休止や解散が相次ぎました。また、高齢化により、地域の担い手も不足しており、新たな通いの場の立上げが課題です。
- ・ 高齢者福祉のニーズは、複雑・多様化しています。少子高齢化が進行している中、支援の受け手・支え手という関係を超えて、互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生社会を構築していく必要があります。
- ・ 要支援・要介護認定者数の増加が見込まれる中、介護現場での人材不足が深刻化しています。そのため、円滑な要介護認定業務や適正な介護サービスなど、制度の安定した運営が求められます。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
老人福祉センター・老人憩の家を利用する活動的な高齢者数	人	R5	R10
		165,134	240,000
説明	生きがいを持って地域で活動する元気な高齢者数を測る指標です。 数値は、老人福祉センター・老人憩の家の延べ利用者数です。		
目標	令和10年度までに240,000人をめざすものです。		

(4) 基本方針

1-4-1 自立した生活を継続するための取組の推進

高齢者一人ひとりが、健康で自立した生活を継続できるよう、介護予防や重度化防止に向けた取組を推進します。

また、社会参加や地域の活動を通して、生きがいを持ち、いきいきと充実した生活が送れるまちづくりをめざします。

1-4-2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための取組の推進

介護を必要とする方への支援、介護をしている方への支援の両方の視点を踏まえた取組を推進します。

住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅での生活支援、認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携推進、介護者の負担軽減などに取り組みます。

1-4-3 地域の課題を解決するための体制づくり

地域が抱える問題や特徴を分析し、多様な主体と連携を図り、地域の課題を地域で解決できる体制整備を図るとともに、地域の人と人との支え合う活動を促進します。

1-4-4 介護保険制度の安定的な運営

適正で円滑に介護保険制度を運営するため、地域密着型サービスをはじめとする介護保険サービスの適正かつ安定した提供や介護人材の確保などに取り組みます。

第5節 生涯学習・社会教育

(1) これまでの主な取組

- ・ 児童、生徒、学生が利用できる自習室を生涯学習推進センターに設置しました。
- ・ ボランティア人材バンクに登録している講師の活動報告を確認し、状況把握に努めました。
- ・ 家庭教育の向上を推進し、児童生徒の保護者や地域住民が家庭における教育や子育てについて学習を深めることができるよう、家庭教育学級の運営を支援しました。
- ・ 市民の学びの場である公民館（まちづくりセンター）において、地域のニーズに応じた様々な学習機会を提供しました。
- ・ 図書館全館において、地域の情報拠点としての機能を十分に発揮できる種類と量の資料収集・整備に努めました。また、所沢を中心とした地域の郷土資料の遡及・網羅的な収集に努め、市民への資料提供を行いました。
- ・ ところっこ親子ふれあい絵本事業を令和2年4月から開始しました。健康診査時に絵本の読み聞かせを行い、図書館や子育て支援施設において絵本と交換できるチケットを配布し、読書活動を推進しました。

(2) 課題

- ・ 地域で活躍する人材を確保できるよう、事業を通じて人材育成や人材発掘、人材活用を推進し、学習を地域に還元していく必要があります。
- ・ 市民が学んだことを活用できるよう、活躍の場やきっかけをつくる必要があります。
- ・ 市民生活が多様化する中、こどもの健全な成長につながるよう、家庭教育を支え、PTA等の社会教育関係団体を支援する必要があります。
- ・ 各公民館（まちづくりセンター）で市民や様々な機関と連携・協働した事業を実施し、地域づくりを進めていく必要があります。
- ・ 図書館への来館が難しい市民や読書活動が困難な市民へのサービスを充実する必要があります。また、多様化する市民ニーズを捉えて、信頼性の高い情報や貴重な資料の収集を継続して行うことにより、市民の課題解決を支援していく必要があります。
- ・ 本を全く読まない子どもの割合を減らす等、引き続き関係機関と連携しながら、子どもの読書活動の推進を図る必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
生涯学習・社会教育に関する施策の満足度	%	R5	R10
		20.1	現状値以上
説明	生涯学習・社会教育の施策に対する市民満足度を測る指標です。 数値は、所沢市市民意識調査における施策の満足度についての設問のうち、「生涯学習・社会教育」に関する項目に対し、「満足」「まあまあ満足」と回答した人の割合です。		
目標	令和10年度までに現状値以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

1-5-1 市民の学びと学び合いの支援

市民の主体的な学習を更に支援するため、学習講座等の充実を図ります。
また、学習活動の継続や学習交流などを支援する体制を整備します。

1-5-2 学びの成果の活用

学びの成果がまちづくりにつながっていくよう、その成果を活かせる機会の充実を図ります。
また、市民が求める学習情報や地域活動につながる生涯学習関連情報を提供します。

1-5-3 家庭・地域の教育力の向上

家庭における教育力の向上をめざして、学校や地域の学習拠点であるまちづくりセンターで開催する家庭教育に関する講座等、学びの機会を提供します。
また、PTA等の社会教育関係団体への活動支援を通して、学校・家庭・地域の連携の強化を図り、子どもたちの豊かな成長を促します。

1-5-4 公民館機能の充実

公民館機能を有するまちづくりセンターを市民学習活動の拠点として位置づけ、地域や時代のニーズに沿った学習機会を提供することで、地域の教育力の向上に努めます。
また、デジタルツールを活用した取組も実施できるよう、環境整備を進めます。

1-5-5 図書館機能の充実

多様化するあらゆる世代の市民ニーズを的確に捉え、必要な情報や図書等の収集を行うとともに、読書環境を整備します。
また、レファレンスサービスの充実を図るなど、情報拠点としての図書館機能を拡充します。

1-5-6 読書活動の推進

人生をより深く豊かなものにするため、市民の読書活動を支援します。

特に、子どもの読書については、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭や地域、学校などと連携して、取組を進めます。

第6節 危機管理・防災

(1) これまでの主な取組

- ・ より多くの市民に情報が行き渡るよう、防災ガイド・避難所マップをデジタル化しました。また、市内の企業・事業所への訪問やポスター掲示などにより消防団入団の促進活動を実施しました。
- ・ 情報提供手段の拡充を図るため、固定系防災行政無線拡声子局を10局増設しました。
- ・ 災害時の優先回線となる発信専用の特設公衆電話を設置しました。
- ・ 「所沢市地域防災計画」を全面改定し、非常時の体制強化を図りました。また、災害時における市民の安心・安全を守るよう備えるため、「所沢市国土強靱化地域計画」を策定しました。

(2) 課題

- ・ 消防団活動の理解と消防団への入団促進につなげていくため、効果的な入団促進事業を展開していく必要があります。
- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成にあたり、自治会・町内会、民生委員等に支援の協力について呼びかける必要があります。
- ・ 新設した臨時災害FM放送局について、災害時に開局する周波数を継続して広く周知していく必要があります。
- ・ 災害発生時には初動対応が重要となるため、「所沢市地域防災計画」の内容をこれまで以上に市民へ周知する必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
地域防災力の要となる消防団員の確保	人	R5	R10
		270	現状値以上
説明	地域における総合的な防災力の強化を測る指標です。 数値は、消防団員の人数です。		
目標	毎年度、現状値以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

1-6-1 地域防災体制の強化

市と地域が一体となった防災対策の強化を行います。

また、地域での支え合い体制を構築するため、自助・共助の重要性・実効性について周知を図るとともに自主防災組織の強化を図ります。

さらに、地域防災力の要となる消防団については、充足率を上げるべく、効果的な入団促進事業を展開することで消防団員を確保するとともに、施設・装備の充実、車両の計画的更新、消防団員の資質向上に努め、地域における防災力の強化を進めます。

1-6-2 災害時初動体制の構築

災害発生時の避難指示等について、迅速かつ適切な対応が行えるよう、情報の収集・伝達体制の整備を行います。

また、自治会・町内会、民生委員等と連携し、円滑かつ迅速な避難支援体制の構築を進めます。

1-6-3 災害応急対策の充実

大規模災害が発生した場合には、ライフラインの途絶や流通機構の停止が予測されるため、食料や飲料水、生活必需品等の供給に大きな支障が生じるおそれがあります。

こうした事態に備え、生活を維持する上で特に重要である食料や飲料水、生活必需品等の備蓄を計画的に進めます。

1-6-4 非常時の体制の強化

災害や緊急事態等の被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興するため、関係機関との連携を図ります。

また、武力攻撃事態等及び緊急対処事態発生時には、国・県などの関係機関と連携しながら対応を行います。

第7節 防犯・消費生活

(1) これまでの主な取組

- ・ 管理不全な空き家の適正管理を所有者に求める対策を行いました。
- ・ 「所沢市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、禁止区域内で商店街、警察署と連携し、客引き禁止の啓発活動を実施しました。
- ・ 広報紙、市ホームページ等に業務案内、相談事例などを掲載し、消費生活センターの周知及び啓発に努めました。
- ・ 消費生活小冊子を市内各中学校へ配布したほか、「二十歳のつどい」において、啓発品を配布し、若年層への消費者被害未然防止の啓発を行いました。
- ・ 振り込め詐欺などの特殊詐欺被害防止対策として、関係機関と連携して、所沢駅西口で「防犯のまちづくり街頭キャンペーン」、市民ホールで「防犯フェア」を行い、市民の意識高揚を図ったほか、所沢警察署と共に広報紙で注意喚起を行いました。

(2) 課題

- ・ 空き家の所有者が、管理不全箇所の改善をしないケースが増えているため、通知をする機会や現地確認回数を増やすなどの対応が必要です。また、空き家の適正管理とともに、地域における空き家の活用方法についても検討していく必要があります。
- ・ 防犯協会等で、防犯活動に参加する市民の高齢化が顕著であることから、活動を週末にするなど、若年層の参加を促す必要があります。
- ・ 消費生活相談に関する相談が複雑・多様化しているため、体制の強化に努める必要があります。
- ・ 健全な消費生活の推進については、継続して福祉部門と連携していく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
人口千人あたりの犯罪発生件数※	件	R5	R10
		5.6	現状値未満
説明	防犯に関する取組の成果を測る指標です。 数値は、所沢市内における年間(1月～12月)の人口千人あたりの刑法犯認知件数です。		
目標	毎年、現状値未満をめざすものです。		

※警察の統計が暦年毎のため、暦年単位での集計となります。

(4) 基本方針

1-7-1 防犯のまちづくりの推進

「所沢市防犯のまちづくり推進条例」の理念に基づき、市・市民・関係機関等が相互に連携し、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりに取り組みます。

1-7-2 防犯体制の充実

防犯意識の高揚及び醸成を図るため、市・市民・関係機関等が相互に連携し、防犯体制の充実を図ります。

また、防犯情報を防災行政無線やところざわほっとメールなど、多様な広報媒体を通して提供します。

1-7-3 健全な消費生活の推進

複雑・多様化する消費者相談に対応するため、関係機関と連携し、迅速かつ適切な助言等を行うなど、相談体制の充実を図ります。

また、商品・製造の安全性や適正な表示が確保され、消費者に届けられるよう、関係法令に基づき立入検査を行います。

1-7-4 消費者活動の支援

消費者問題の解決や環境にやさしい消費生活の実践に向けて、講演会の開催やパンフレットの配布など、様々な活動を通して情報の発信を行うとともに、広く消費者教育の推進を図ります。

第8節 交通安全

(1) これまでの主な取組

- ・ 交通事故を未然に防ぎ、減らすため、小中学校・高齢者施設等で交通安全教室等を開催しました。また、街頭や広報紙等での交通安全啓発活動を実施しました。
- ・ 駅周辺に放置自転車指導員を配置し、自転車利用者に放置防止の指導を行いました。また、放置禁止区域に放置される自転車を定期的に撤去しました。
- ・ 歩行者、自転車利用者の安全確保のため、歩行者空間の確保やカーブミラー等の交通安全施設を整備しました。

(2) 課題

- ・ 事故が多い高齢者及び自転車利用者へ特化した啓発及び交通安全教室を実施する必要があります。
- ・ 自転車駐車場の施設や設備の老朽化対策、チャイルドシート付自転車や電動アシスト付自転車などの大型車用のスペースを整備するとともに、より効率的な自転車駐車場の運営を検討していく必要があります。
- ・ 交通環境の整備に関しては、整備要望が多い交通安全施設をいかに効果的に整備していくかが課題です。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
交通事故(人身事故)発生件数※	件	R5	R10
		762	現状値未満
説明	交通安全意識の普及啓発や環境整備に対する成果を測る指標です。 数値は、所沢市内における年間(1月～12月)交通事故(人身事故)の件数です。		
目標	毎年、現状値未満をめざすものです。		

※警察の統計が暦年毎のため、暦年単位での集計となります。

(4) 基本方針

1-8-1 交通安全意識の向上

交通事故を防止するため、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を啓発します。

事故が多い高齢者及び自転車利用者などを対象に、関係機関と連携して交通安全教室等を実施し、交通安全意識の啓発を図ります。

交通遺児の生活安定の一助とするため、交通遺児手当、交通遺児奨学金制度を維持します。

1-8-2 放置自転車対策の推進

自転車利用者への啓発活動を通して、駅周辺における自転車の駐車秩序の確立に努めます。

また、鉄道事業者や大型店舗等を対象に、自転車駐車場の整備など、自転車対策に関する協力を要請します。

1-8-3 交通環境の整備

安心・安全で円滑な交通環境を確保するため、優先度を測り、歩道、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。

また、地域の良好な交通環境を実現するため、警察等の関係機関と交通規制について協議します。

第2章 子どもが大切にされるまち

第1節 こども支援

第2節 こども福祉

第3節 子育て環境

第4節 青少年健全育成

第5節 学校教育

施策の方向性

こどもが健やかに育ち、様々な力を育める環境をつくります。

また、どのような家庭環境にある人でも、安心して子育てができるよう、地域社会の絆により次代を担うこどもたちを育てていく、支援環境を構築します。

地域における子育て支援の充実を図るとともに、義務教育終了までに、全てのこどもが自発的に行動できるよう、社会で生きていく基礎を身に付けることを支援します。

第1節 こども支援

(1) これまでの主な取組

- ・ こども支援センター子育て支援エリアでは、交流施設（ひろば）の提供のほか、併設している発達支援エリア等の関係機関と連携し、気軽に相談できる場や講座等を開催しました。
- ・ 子育てコンシェルジュをこども支援センターとこども支援課に配置し、保育園等の入園相談や育児相談等に対応しました。
- ・ 一般型一時預かり事業やファミリーサポート事業等を実施し、こどもの一時的な預かり等を必要とする子育て家庭を支援しました。また、ひとり親家庭等を対象に所沢市ファミリー・サポート・センター等の利用費の一部を助成し、育児と仕事の両立支援を行いました。
- ・ 全ての妊産婦、子育て世帯、こどもたちを対象に一体的かつ切れ目のない相談支援を行う機関として、母子保健部門と児童福祉部門を統合したこども家庭センターを設置しました。
- ・ 子ども医療費助成事業の対象児童の年齢を、18歳に達した日の属する年度の末日までに拡大しました。また、小中学校給食費の無償化を実施しました。

(2) 課題

- ・ 利用者の声を踏まえながら、より多くの家庭が地域の子育て支援施設等の利用につながる工夫をする必要があります。
- ・ 共働き家庭の増加等を背景として、子育てをする親の負担感が変容してきています。また、多岐にわたる子育て関連の相談先に的確につながるものが求められます。このため、子育て支援に関する相談の緊急度や重要度などの状況に応じた適切な支援の提供に努めていく必要があります。
- ・ 所沢市ファミリー・サポート・センターの利用会員がサポートを必要とした際に援助を受けられるよう、援助会員を確保していく必要があります。
- ・ こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが孤立せずに地域全体で支援する環境整備が求められます。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
こども支援センター（子育て支援）の利用者満足度	%	R5	R10
		98.83	現状値以上
説明	こども支援センター（子育て支援）の利用者の満足度を測る指標です。 数値は、利用者に対するアンケートで「こども支援センター（子育て支援）の事業内容等について満足している」と回答した人の割合です。		
目標	毎年度、現状値以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

2-1-1 こどもの育成支援の充実

次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境をつくれます。

特に、こども支援センター「大地」においては、子育て支援エリア（ルピナス）と発達支援エリア（マーガレット）が併設されている特徴を活かして、子どもと家族を支援します。

2-1-2 子育て家庭への支援の充実

関係機関と連携し、子育て家庭の状況に応じた相談体制や支援の充実を図るとともに、情報提供を行います。

また、市で展開する様々な子育て支援事業について、支援を必要とする家庭へと情報が行き渡るよう、積極的に情報を発信します。

2-1-3 地域における子育て支援の充実

身近な地域の中で安心・安全な子育てができるよう、様々な地域のつながりや活動を通して子育てを支援します。

また、貧困の状況にある子育て家庭が孤立しないよう、地域とのつながりづくりを進めます。

第2節 こども福祉

(1) これまでの主な取組

- ・ 所沢市こども支援センター（発達支援）において通所支援のほか、相談支援、地域支援を実施し、所沢市立松原学園、所沢市立かしの木学園においては障害児通所支援を実施しました。また、障害児通所支援事業所等連絡会、所沢市自立支援協議会こども部会等の開催により、地域の関係機関の連携強化を図りました。
- ・ 要保護児童対策地域協議会において支援を要する対象児童等の情報共有及び支援対応について協議を行いました。また、ひとり親家庭等の相談に対応し、自立に必要な情報提供や指導、就労支援等を行いました。
- ・ ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげていくため、「所沢市ヤングケアラー支援マニュアル」を作成し、関係機関への配布や市ホームページでの公開により、各現場での活用を推進しました。

(2) 課題

- ・ 児童発達支援センターの機能・実効性の強化や、発達支援のための地域資源づくりが求められます。また、医療的ケア児の支援者の連携体制を強化していく必要があります。
- ・ 全国的に児童相談所への相談件数は一貫して増加しており、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応が求められます。
- ・ ヤングケアラーの周知・啓発を強化していくとともに、関係機関と連携しヤングケアラーを早期発見・支援できる仕組みづくりが求められます。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
こども支援センター（発達支援）の利用者満足度	%	R5	R10
		93.0	現状値以上
説明 こども支援センター（発達支援）の利用者の満足度を測る指標です。 数値は、利用者に対するアンケートで「こども支援センター（発達支援）の事業内容等について満足している」と回答した人の割合です。			
目標 毎年度、現状値以上をめざすものです。			

(4) 基本方針

2-2-1 障害児支援の充実

地域の関係機関と連携しながら、こども支援センター発達支援事業の充実を図ります。

また、発達に課題のあるこどもや身体・知的・精神の障害児、医療的ケアを要するこどもなど、様々な障害特性を支援できる体制づくりを進め、誰もが暮らしやすい社会となるよう、理解促進を図ります。

2-2-2 養育環境に配慮した支援の充実

関係機関と迅速・適切な連携を行い、ヤングケアラー支援や児童虐待の未然防止を図ります。

また、ひとり親家庭等の相談に応じるとともに、その自立を支援します。

第3節 子育て環境

(1) これまでの主な取組

- ・ 子育てのための施設等利用給付が創設されたことに伴い、3歳児から5歳児クラスまでのこどもたちの施設利用に係る費用負担を軽減する給付事業を実施しました。
- ・ 保育所等の新設や既存の保育施設における定員増などにより、保育の受入枠を確保しました。また、教育・保育施設等で働く有資格者に補助金を交付することにより、職員配置の充実を図り、安全な保育の確保に努めました。
- ・ 小学校施設を活用した児童クラブの整備や民設民営児童クラブの新設、生活クラブ定員の拡大などにより放課後児童クラブの質と量の充実を図りました。

(2) 課題

- ・ 預かり保育に関して、長期休業中の対応や、実施時間の適正化等、状況を分析した上で、保育・教育ニーズを継続して把握していく必要があります。
- ・ 保育需要の適正な把握に努め、必要な定員の確保を図っていく必要があります。また、保育施設の設置だけでなく、既存施設の有効活用、新たな保育体制の導入等、適宜検討していく必要があります。
- ・ 放課後児童クラブの保留児童対策・狭あい化対策を進めていく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
就学前児童の保育待機児童数	人	R5	R10
		53	0
保育所の整備や保育施設の質改善等を測る指標です。 説明 数値は、国が実施する保育所利用待機児童数調査の際に示される要領に基づき算出した値です。(4月1日時点の待機児童数) 目標 毎年度、0人をめざすものです。			

指標名	単位	現状	目標
放課後児童クラブの施設定員	人	R5	R10
		3,017	3,571
放課後児童クラブ施設の充実度を測る指標です。 説明 数値は、放課後児童クラブの入所申込実績と今後の入所希望者の増加予測に基づき算出した値です。 目標 令和10年度までに3,571人をめざすものです。			

(4) 基本方針

2-3-1 幼児教育の支援

幼児教育・保育の無償化関連事業を実施し、幼児教育を振興します。

また、幼稚園型一時預かり事業(預かり保育事業を含む)等の実施により教育環境の充実を図ります。

2-3-2 就学前児童の保育の充実

保育の待機状況等を踏まえ、既存施設の活用や新設等により、保育の量の拡大に努めます。

また、多様な保育ニーズに対応するための各種事業の充実を図るとともに、保育従事者の確保や研修等により質の高い保育をめざします。

2-3-3 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブの施設整備や民設民営児童クラブの設置、放課後児童対策一体運営事業の推進などにより、放課後の児童の居場所をつくります。

また、児童クラブ支援員を確保し、研修、放課後児童クラブに対するモニタリング等により、支援員の資質向上を図ります。

第4節 青少年健全育成

(1) これまでの主な取組

- ・ こどもたちの地域への理解向上とふるさと意識の醸成を図ることを目的に、所沢郷土かるたを使用した事業を導入しました。
- ・ 高校生世代との接点を確保し、現状把握や情報発信等に活用するため、令和4年度にLINEアカウント「こども・若者情報チャンネル」を開設しました。
- ・ 青少年の様々な体験活動の充実に努めるとともに、所沢こどもルネサンス実行委員会等の活動団体を支援しました。

(2) 課題

- ・ 「三つ葉の提言」の普及や行動目標の実現に向けた取組を進めるとともに、親子で取り組む事業を充実していく必要があります。
- ・ 児童館運営については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、良好な結果を得られた取組については取り入れていくことが大切です。
- ・ 更なる体験活動の充実に図るため、地域で協力してくれる人材や高校生、大学生等の若い世代の協力者を増やしていく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
青少年健全育成に関する施策の満足度	%	R5	R10
		11.7	現状値以上
説明	青少年健全育成の施策に対する市民満足度を測る指標です。 数値は、所沢市市民意識調査における施策の満足度についての設問のうち、「青少年健全育成」に関する項目に対し、「満足」「まあまあ満足」と回答した人の割合です。		
目標	令和10年度までに現状値以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

2-4-1 家庭・地域・学校みんなで青少年の健全育成

家庭・地域・学校が、それぞれの役割を再認識し、「三つ葉の提言」の行動目標に基づき、連携して青少年の健全育成に取り組めます。

2-4-2 青少年健全育成の支援

児童館や青少年育成の市民団体等が実施する各種生活・文化・スポーツ等の事業を支援することで青少年の健全育成を図ります。

また、事業を通じた交流や、様々な悩みを抱えるこども・若者を相談機関につなげることにより、こども・若者の様々な悩みが和らぎ、自殺防止につながるよう見守ります。

2-4-3 青少年の教育及び体験活動の充実

豊かな感性を育むため、様々な体験活動の機会を広げ、多方面からの環境づくりを進めるとともに、地域に根ざした事業の開催を支援します。

第5節 学校教育

(1) これまでの主な取組

- ・ 学校・家庭・地域が一体となり児童生徒の学力向上を図るため、学力向上推進事業において、各学校で授業改善等の研究を進めました。
- ・ 道徳の授業を中心に、学校生活全体を通してこどもたちの豊かな心を育成できるよう、最新の情報や具体的な指導についての研修会を実施しました。
- ・ 小中学校、所沢第二幼稚園において、それぞれの地域の特性を活かし、地域の伝統芸能や地場産業の体験的な学習、保護者・地域と連携した花壇への植栽、地域行事や清掃活動への参加を実施しました。
- ・ 栄養教諭・栄養士と学校が連携し、食と健康に関する指導や地場産物を積極的に給食の献立に取り入れ、地域への関心、生産者や作物へ感謝の気持ちを持つきっかけづくりなどに取り組みました。また、安心・安全な学校給食を安定的に提供するため、学校給食センターを再整備しました。
- ・ 老朽化する小中学校について、学校施設長寿命化改修事業を進めるとともに、学校トイレの洋式化やバリアフリー化、既存照明等のLED化等、学校環境の改善を進めました。
- ・ 各小中学校における校内LAN整備を進め、全校整備を完了し、市立小中学校全ての児童生徒に1人1台の学習者用コンピュータを整備しました。
- ・ 学校新設に必要な手続等について、埼玉県をはじめとする関係各所との調整を進め、特色ある私立学校を誘致しました。

(2) 課題

- ・ 新学習指導要領に対応し、「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の実現に向けた授業改善を図る必要があります。
- ・ 課題を抱える児童生徒の早期発見・早期対応を学校で適切に行うため、スクールカウンセラー等の積極的な活用と専門機関との連携を強化していく必要があります。
- ・ 学校・家庭・地域の連携を発展させ、効果的な教育活動を持続的に行える環境の整備を進めていく必要があります。
- ・ 食物アレルギーを持つ児童生徒への対応が求められます。
- ・ 老朽化が進む小中学校の長寿命化を進めていくため、中長期的な維持管理や改修等に係るライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る必要があります。
- ・ 児童生徒の発達段階及びコンピュータへの習熟度を考慮した上で、紙媒体、コンピュータを活用した学習方法を選択して提供する必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
埼玉県学力・学習状況調査における学力レベルの伸び	レベル※	R5	R10
		1.7	2.5
確かな学力の育成の達成度を示す指標です。			
説明	数値は、埼玉県学力・学習状況調査における小4から小5、小5から小6、中1から中2、中2から中3への各教科(国語、算数・数学、英語)の学力レベルの伸びの平均です。		
目標	毎年度、2.5以上の学力レベルの伸びをめざすものです。		

※「どのくらい難しい問題を解く力があるか。」を学力のレベルで表している。レベルが上がるほど、難易度の高い問題を解く力がある。

(4) 基本方針

2-5-1 確かな学力と自立する力の育成

こどもたちがこれからの予測困難な社会をたくましく生き抜いていくため、主体的に学ぶことができるよう、学校・家庭・地域で連携・協働して取り組みます。

教師の資質・能力・専門性の向上のため、研修体制の充実を図ります。

2-5-2 豊かな心の育成

「特別の教科 道徳」の授業を充実させ、道徳性を育み、いじめを許さない意識を醸成します。

自然体験や地域との関わり、読書活動などの機会を設け、豊かな情操を養います。

相談活動の充実を図り、悩みや諸問題への対応力の育成を図ります。

2-5-3 地域が信頼する学校づくりの推進

地域とともに歩む学校を構築するため、各学校が地域の特性を踏まえ、創意工夫を活かした特色ある学校づくりを推進します。

指導体制を充実させ、教師力・学校組織力の向上を図ります。

2-5-4 健やかな体の育成

こどもたちに望ましい食生活と生活習慣を身に付けさせるとともに、体力を向上させるための機会と環境をつくります。

2-5-5 学校環境整備の推進

老朽化する小中学校について、学校施設の長寿命化改修を進めるとともに、トイレ改修や空調設備の整備、既存照明のLED化等、学校環境の改善を図ります。

2-5-6 学習環境の整備

授業・校務における学校備品等について、計画的な整備を行います。

経済的に困窮し、就学が困難な児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。

2-5-7 教育環境の充実

教育環境の充実を図るため、私立学校、地域、行政の連携を進めます。

第3章 健幸（けんこう）長寿のまち

第1節 健康づくり

第2節 早期発見・疾病予防・自殺予防

第3節 地域医療

第4節 医療保険・医療情報

第5節 スポーツ推進

施策の方向性

健幸長寿のまちの実現に向けて、市民一人ひとりが健康で心豊かな生活を送ることができるよう、生涯を通じた健康づくりとともに疾病の早期発見・重症化予防を推進し、医療・介護の連携を含めた地域医療の充実を進めます。また、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、身体（からだ）を動かしたくなるような環境づくりにより、市民の健康・体力づくりに取り組めます。

第1節 健康づくり

(1) これまでの主な取組

- ・ 健康寿命延伸のため、トコトコ健幸マイレージ事業をはじめ、各種健康増進事業に取り組んだほか、地区担当制による各地区の特性に応じた保健活動を実施しました。
- ・ 妊娠期からの切れ目のない支援を実施しました。また、地区担当制により、市内各地区の健康課題を把握し、関係団体の協力を得て、各種事業を実施しました。
- ・ 食育については、野菜・果物摂取の大切さの理解や正しい食習慣の推進、伝統料理の継承のため、料理教室やトコろん健幸応援メニュー認証事業を実施しました。
- ・ むし歯予防として、歯が生え始める頃からの指導や、1歳6か月児健康診査でむし歯リスクの高い子に指導を実施しました。3歳児健康診査でフッ化物塗布券を配布し、市内に「かかりつけ歯科医」を持つ機会を設けました。

(2) 課題

- ・ 市民一人ひとりが自分の健康を意識できるよう、日常的な健康づくりや運動習慣について、更に啓発していく必要があります。また、生活習慣病の予防・改善方法を具体的に学ぶことのできる各種健康づくりに関する事業の情報発信や相談体制などの充実が求められます。
- ・ 生活や育児への不安、孤立等によるストレス、児童虐待等を未然に予防していくことが重要です。妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につながるよう、様々なニーズに即した伴走型相談支援の充実を図る必要があります。
- ・ 食育の推進に関する事業については、関係機関との連携を深め、「食を通じた健康づくり」の輪を広げていく必要があります。
- ・ 生涯を通じて歯と口腔（こうくう）の機能を健康に保つことが、心身の健康につながること等、口腔（こうくう）ケアの重要性を啓発していく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
健康寿命の延伸	年	R5 (R4実績値)	R10 (R9実績値)
		男性18.60年(83.60歳)	男性19.10年(84.10歳)
		女性21.29年(86.29歳)	女性21.79年(86.79歳)
説明	埼玉県が定義する健康寿命(65歳に達した市民が要介護2以上になるまでの期間)の延伸を示す指標です。 数値は、65歳に達した市民が要介護2以上になるまでの期間を示した値です。 健康寿命(歳)=65歳+埼玉県が定義する健康寿命		
目標	令和10年度までに男女ともに0.50年以上の延伸をめざすものです。		

(4) 基本方針

3-1-1 主体的な健康づくりの推進

市民が心身の健康を感じ、毎日をいきいきと暮らせるよう、市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、地域特性や地域の強みを活かした健康寿命の延伸に向けた取組を関係機関等と連携しながら進めます。

また、若い世代から生涯にわたって健康づくりを意識した行動がとれるよう、トコトコ健幸マイレージ事業をはじめとする、市民が気軽に楽しみながら取り組める運動習慣について、積極的に情報を発信します。

3-1-2 母子保健事業の充実

こどもの健やかな成長のため、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援体制を充実し、市民が安心して子育てできる地域づくりを推進します。

また、産前・産後ケアをはじめ、不安を抱え孤立する母親等への支援を充実するとともに、地域住民や関係機関等と連携して、更なる母子保健事業の充実をめざします。

3-1-3 食育の推進

市民が、生涯にわたりいきいきとした生活を送り、また、こどもたちが正しい食生活の知識を身に付け、食の大切さを認識できるよう、関係団体や事業者と連携しながら地域全体での食育の推進を図ります。

3-1-4 歯科口腔(こうくう)の健康保持・増進

それぞれの世代で必要な口腔(こうくう)ケアについての正しい知識を身に付けられるよう、ライフステージに応じた歯科口腔(こうくう)保健事業を展開します。

また、オーラルフレイル、口腔(こうくう)機能の低下を防ぐための意識啓発を進めます。

第2節 早期発見・疾病予防・自殺予防

(1) これまでの主な取組

- ・造血幹細胞移植後の予防接種任意再接種料助成金交付事業、妊娠を希望する女性等に対する風しん任意予防接種接種料助成金交付事業、ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種料助成金交付事業を開始しました。また、新型コロナワクチン接種に関しては、集団接種及び個別接種を適正に実施するとともに、感染症の流行状況などについて、市民への情報提供を随時行いました。
- ・市の健康課題の一つである糖尿病をはじめとする生活習慣病について、各地区や保健センターにおける健康増進事業の場などを活用し、予防・改善に向けた教育や健診受診勧奨、周知活動を実施しました。
- ・切手不要の検診申込はがき付属の「健康ガイドとろざわ」を市内全戸配布し、がん検診等の申込の促進を図りつつ、各種相談や健康教室・講座等を案内しました。
- ・「『生きる』を支える所沢市行動計画」を策定し、所沢市自殺対策連絡会議等において本市における自殺の現状と課題を共有しました。また、精神疾患対策及び自殺防止対策として、電話相談や来所相談及び訪問支援を行う精神保健相談を実施しました。

(2) 課題

- ・小学校就学後に接種する日本脳炎ワクチン（第2期）や二種混合ワクチンの接種率の向上が課題です。
- ・心筋梗塞と糖尿病の標準化死亡比が県平均より高い現状を踏まえ、糖尿病・心疾患予防のため、高血圧・脂質異常症・喫煙等の生活習慣改善の重要性を伝えていく必要があります。
- ・がんに関する正しい知識の習得やがん検診受診者数向上に向け、継続した普及啓発及び情報提供を継続して行っていく必要があります。
- ・思春期世代のメンタルヘルス不調に対応できる地域の相談支援体制を確立する必要があります。精神障害にも対応した地域包括システムの構築による精神疾患の早期発見・治療などの早期支援を充実していく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
大腸がん検診の受診率	%	R5	R10
		8.1	9.0
説明	早期発見・早期予防に関する取組の成果を測る指標です。 数値は、「健康増進法」に基づき市が実施する大腸がん検診の受診率です。		
目標	令和10年度までに9.0%以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

3-2-1 予防接種・感染症の情報提供

予防接種の対象者への周知・勧奨を確実に行うとともに、協力医療機関に対する予防接種の関連情報を適切に提供することで、適正な予防接種を実施します。

感染症の流行状況や対処法など、迅速かつ正確な情報提供を行うとともに、適宜必要な感染対策を講じることにより、感染症のまん延防止を図ります。

3-2-2 生活習慣病予防の普及啓発

生活習慣病予防の情報提供や保健指導を行うことにより、生活習慣の改善から疾病の予防につなげます。

国保データベースを用いたデータ分析や地区診断を基盤として、各地区の特性にあわせた生活習慣病予防の取組を推進します。

3-2-3 がん検診の普及啓発

がん検診を実施するとともに、がんに関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行うことにより、受診を促し、がんによる死亡を減少させることをめざします。

国の指針等の動向を注視しながら、検診事業内容の検討を進めます。

3-2-4 精神疾患対策と自殺防止対策

精神疾患に関する正しい知識を啓発し、当事者や家族が健やかに暮らせる地域をめざします。

心の問題を抱える市民に対し相談・訪問を行い、状況に応じて医療機関への受診勧奨等の支援を行います。

自殺予防やうつ病、依存症に関する正しい知識や理解を広めるための普及啓発に取り組み、自殺防止施策の推進を図ります。

第3節 地域医療

(1) これまでの主な取組

- ・ 所沢市医師会や関係機関と連携して救急医療体制を整備する中で、病院群輪番制事業を実施し、休日や夜間においても市民が必要な医療の提供を受けられる体制を確保しました。また、「所沢市歯科診療所あおぞら」では、感染対策を行いながら、一般の歯科診療所での対応が困難な在宅要介護高齢者及び障害者への診療や休日緊急歯科診療を適切に実施しました。
- ・ 所沢市医師会や所沢市歯科医師会、所沢市薬剤師会、関係機関と連携しながら新型コロナウイルス感染症への対応を行いました。
- ・ 所沢市市民医療センターにおいて、所沢市医師会や所沢市薬剤師会などと協力し、小児急患診療を実施しました。また、入院患者の在宅復帰支援を進めるため、地域包括ケア病床の充実を図りました。

(2) 課題

- ・ 市民がいつでも安心して医療の提供を受けられる体制（初期救急及び二次救急）を引き続き維持するとともに、かかりつけ医を持つことの重要性や救急医療の適正利用について、継続して周知していく必要があります。
- ・ 医療従事者等の慢性的な不足が課題です。また、新興感染症等の発生時においても安定した医療提供が求められることから、地域医療を支える医療従事者を確保できるよう、医療従事者の育成や医療従事者が働きやすい環境整備等を進めていく必要があります。
- ・ 所沢市市民医療センターの病床利用率向上のため、受入体制や施設・設備の整備を進めていく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
所沢地区病院群輪番制病院の実施	-	R5	R10
		確保	現状維持
説明	平日夜間・祝休日・年末年始における医療体制を示す指標です。 数値は、所沢地区病院群輪番制病院の実施状況です。		
目標	毎年度、現状維持をめざすものです。		

(4) 基本方針

3-3-1 救急医療の充実

所沢市医師会や関係医療機関と連携して、平日夜間・祝休日の初期及び二次（重症救急患者）救急に対応する医療提供体制を維持します。

救急電話相談や医療機関案内などの分かりやすい情報提供、適正受診についての周知啓発を行います。

「所沢市歯科診療所あおぞら」において、在宅要介護高齢者及び障害者の市民に対する歯科診療を適切に実施するとともに、休日緊急歯科診療を実施し、受診者に対する利便性の向上を図ります。

3-3-2 地域医療の充実

保健・医療・介護・福祉の充実や連携の強化に努め、市民が地域で安心して生活できる体制づくりをめざします。また、関係機関と連携し、分かりやすい医療情報を提供します。

新興感染症に対して、埼玉県や所沢市医師会などの関係機関と連携しながら対策を図ります。

3-3-3 所沢市市民医療センターの運営

市内医療機関等と連携し、小児初期救急医療提供体制を維持します。

地域包括ケア病床の充実を図り、入院患者の在宅復帰を支援します。

地域に求められる役割を果たすため、小児医療や感染症への備えなど、公立病院でなければ対応が難しい機能を中心として、市民医療センターの再整備を進めます。

第4節 医療保険・医療情報

(1) これまでの主な取組

- ・ 国民健康保険制度が広域化され、埼玉県の運営方針のもと、安定的な財政運営をめざし、保険税水準の統一に向けた準備を進めました。また、診療報酬明細書(レセプト)の点検における自動化システムの導入等により効率化を図り、適正な医療給付の確保に努めました。
- ・ 特定健康診査等では、受診勧奨はがきに加え、生活習慣病と新型コロナウイルス感染症との関係や毎年受診することの意味等を掲載した受診勧奨通知を発送しました。
- ・ 生活習慣病予防のため、若い年代から健康に対する意識を持ち、健康診査の大切さに気付くよう、30歳代健診を実施するとともに、健診結果にリスクのある人に対する事後指導を実施しました。
- ・ 医療関係者等との情報・意識の共有化を図ることにより、医療現場でジェネリック医薬品が処方されやすい環境づくりを進めました。また、健康増進連携推進協議会の場で、ジェネリック医薬品の市の状況を共有し、協力を求めました。
- ・ 埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、「保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組みました。

(2) 課題

- ・ 保険給付における第三者行為求償件数については、被保険者数とともに減少傾向にあるものの、求償案件の発見には取組を継続していく必要があります。また、被保険者の高年齢化、医療の高度化等によって今後も医療費の増加が見込まれる中、財政基盤の強化に向けて、持続可能な制度を確立すべく、賦課方式及び税率の見直しが必要です。
- ・ 30歳代健診及び特定健康診査の受診率が低迷しているため、効果的な周知啓発をしていく必要があります。
- ・ 人工透析の新規移行者数が全国的に増加傾向にあるため、生活習慣病重症化予防対策が今後も重要です。
- ・ ジェネリック医薬品の利用が促進される一方、重複・多剤服薬者に対する支援の重要性が高まっています。
- ・ マイナンバーカードと被保険者証の一体化、資格確認書の交付に際し、被保険者からの問い合わせ、各種手続等に対し、迅速、的確に対応する必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
特定健康診査の受診率	%	R4	R10
		38.4	60.0
説明	生活習慣病の発症や重症化を予防する第一歩となる、特定健康診査受診率を示す指標です。		
目標	令和10年度までに60.0%以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

3-4-1 保険税水準の統一化及び保険給付の適正化

国民健康保険の安定的な運用を図るため、埼玉県の実態に基づく賦課方式への移行及び税率の見直しを段階的に行います。また、医療機関からの請求について、適正な医療給付等に努めるとともに、第三者行為求償事務についても、引き続き適切に対処します。

3-4-2 特定健康診査等の充実

疾病を早期に発見するため、国民健康保険における特定健康診査等の受診率及び特定保健指導の実施率向上と普及啓発の取組を行うとともに、医療費適正化や市民の健康増進・予防の推進を目的とした「データヘルス計画」を策定し、保健事業への取組を効果的に進めます。

3-4-3 生活習慣病重症化予防の対策

生活習慣病予防及び国民健康保険における給付費の適正化を図るため、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査を実施します。

また、糖尿病性腎症の重症化リスクの高い方には、保健指導を行い、重症化の予防に努めます。

3-4-4 重複・多剤服薬者に対する支援

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者の健康増進及び医療費の適正化を図るため、かかりつけ薬局やお薬手帳の利用、ポリファーマシーに関する周知・啓発等により、服薬適正化に取り組めます。

3-4-5 後期高齢者医療制度の充実

後期高齢者医療制度に対する理解が深まるよう、引き続き制度の周知啓発を行うとともに、被保険者証の廃止に伴う不安が払しょくされるよう丁寧な対応に努めます。

また、収納率の向上、健康診査等を通じた疾病予防の推進による医療費適正化に取り組めます。

第5節 スポーツ推進

(1) これまでの主な取組

- ・スポーツ推進委員によるスポーツの指導・普及の取組のほか、市民を対象としたスポーツ大会や親子を中心としたスポーツ教室を開催しました。また、自宅で運動を楽しめる動画集を作成し、動画の配信を行いました。
- ・所沢市民体育館がパラリンピック正式種目「ゴールボール」の日本代表活動拠点に指定されたことから、ゴールボールの全国大会等を誘致しました。
- ・所沢航空記念公園内に完成した多目的人工芝運動場について、埼玉県と協議し、所沢市優先枠を設けて市民の利用促進を図りました。
- ・所沢市ゆかりのアスリート応援事業を立ち上げました。市内出身・在住の日本代表レベルの選手の活躍を取り上げ、市民のスポーツへの興味・関心の向上を図りました。

(2) 課題

- ・女性や働く世代、子育て世代等が参加できるようなスポーツ大会や教室等の充実を図る必要があります。
- ・ニュースポーツ・ユニバーサルスポーツの普及を図るほか、プロスポーツ団体と連携した事業の充実を図る必要があります。
- ・計画的に施設修繕を行い、安全で効率的な施設運営を図る必要があります。
- ・スポーツに関する情報発信の充実を図る必要があります。こどもの体力向上及び運動が好きなこどもを育てるため、各種メディアやSNSを利用してスポーツ情報を発信する等、スポーツを楽しむきっかけをつくっていく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
スポーツを楽しんでいる市民の割合	%	R5	R10
		45.4	50.0
説明	市民がスポーツに触れることで、スポーツを楽しんでいるかを測る指標です。 数値は、所沢市市民意識調査の設問「あなたは、日常生活の中で、何らかのスポーツ、レクリエーション活動を楽しんでいますか」に対し、「楽しんでいる」「まあまあ楽しんでいる」と回答した人の割合です。		
目標	令和10年度までに50.0%以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

3-5-1 スポーツ活動を通じた健康・体づくりの推進

各種スポーツ大会やスポーツ教室等の充実を図り、ライフステージに応じたスポーツ活動が気軽に楽しめる環境をつくります。

また、「とこしゃん体操」の周知、普及活動を通して、市民の健康・体づくりに取り組みます。

3-5-2 競技会場の確保や交流機会の充実

オリンピック・パラリンピックのナショナルチームの支援や全国規模のスポーツ大会等の開催支援を行います。

また、市内のプロスポーツチームとの連携事業や観戦機会の提供・拡充を通して、より多くの市民が世代を超え、誰もがスポーツを楽しめる機会を提供します。

3-5-3 スポーツ活動の支援と環境整備

スポーツ団体の支援や指導者の養成・研修を実施するとともに、ボランティア活動などの情報提供に努め、市民のスポーツ活動の普及啓発を図ります。

一方、公共による新たなスポーツ施設の整備は難しいことから、民間企業との連携や既存施設の整備・活用により、施設環境の充実を図ります。

3-5-4 スポーツに触れる機会の充実

スポーツ団体が開催する大会をはじめとしたスポーツ情報を発信し、市民が気軽にスポーツに触れる機会の創出・提供を図るとともに、優秀選手及び団体への支援活動・表彰の充実を通して、地域の活性化に取り組みます。

第4章 みどりあふれる持続可能なエコ タウン

第1節 脱炭素社会

第2節 みどり・生物

第3節 循環型社会

第4節 大気・水環境等

施策の方向性

再生可能エネルギーを積極的に導入し、省エネ行動を推進することにより、脱炭素社会を構築していくとともに、自然と共生できるみどり豊かなまちと心豊かな暮らしを未来の子どもたちに引き継いでいくため、みどりの保全を積極的に進めます。

また、3Rを積極的に推進し、循環型社会の形成をめざします。

これら環境分野と教育、福祉、健康や産業などが有機的につながり、持続可能なまちづくりを進めます。

第1節 脱炭素社会

(1) これまでの主な取組

- ・「所沢市脱炭素社会を実現するための条例」を施行し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めました。また、大規模太陽光発電設備、東部クリーンセンターのごみ焼却発電、官民連携による農地を活用したソーラーシェアリングなどにより、市内において再生可能エネルギーを創出しました。
- ・断熱改修等のエコリフォームや創エネ機器等の導入に対して、その費用の一部を助成することにより、家庭から排出される温室効果ガスの削減を推進しました。さらに、初期費用0円で太陽光発電設備を設置できる補助金制度を開始し、再生可能エネルギー創出を推進しました。
- ・気候変動に適応した浸水被害対策として、埼玉県及び清瀬市と連携し、柳瀬川と東川の合流点下流に位置する清柳橋の架け替え工事を進めました。

(2) 課題

- ・脱炭素社会の実現に必要な行動・経営・生活様式などの転換に向けた市・事業者・市民それぞれの主体的かつ連携した取組を推進していく必要があります。
- ・脱炭素社会の実現に向けて、市民及び事業者が積極的に活動できるよう、必要な施策を推進していく必要があります。
- ・地球温暖化に起因する近年の台風や局地的大雨は、深刻な被害をもたらすおそれがあります。日頃から水害に備える防災・減災意識の共有を図りつつ、埼玉県等と連携して総合的な治水対策を進める必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
市域における温室効果ガス排出量の削減率	%	R4	R10
		26.9	46.3
説明	地球温暖化対策の効果を示す指標です。 数値は、「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版」に掲げる目標で、平成25年度を基準年度とした温室効果ガス排出量の削減割合です。		
目標	令和10年度までに46.3%以上の削減をめざすものです。*		

※「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第3期所沢市環境基本計画）中間改定版」では、令和12年度の削減率51%の目標を掲げています。

(4) 基本方針

4-1-1 地球温暖化緩和策の推進

地球温暖化対策を推進するため、2050年度までの温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、各分野における緩和策の取組を推進します。

また、市民に環境問題への理解が広まるよう、学びの機会を創出するとともに、小学校等と連携して、環境教育・環境学習の充実を図ります。

4-1-2 エネルギー使用に伴う環境負荷の低減

省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用推進など、脱炭素型のライフスタイル及び脱炭素経営の定着に取り組みます。

4-1-3 気候変動の影響への適応

気候変動への影響に対応するため、必要な情報提供及び措置を講じます。

水害に備えた適応策については、開発行為に対する雨水流出抑制指導を行うとともに、埼玉県と連携した河川整備などの総合治水対策を推進します。

第2節 みどり・生物

(1) これまでの主な取組

- ・ 生物多様性を保全するため、「生物多様性ところざわ戦略」を策定し、理解の促進に関する取組を定めました。また、2030年までに陸と海の30%以上を保全する世界的な「30by30目標」達成に向け、「生物多様性のための30by30アライアンス」へ加盟しました。また、市民、関係団体、企業などと協力して生物多様性への取組を推進するため、「ネイチャーポジティブ宣言」を表明しました。
- ・ 法令に基づく特別緑地保全地区や里山保全地域等の指定と公有地化を通じて狭山丘陵や武蔵野台地の雑木林等のみどりを保全しました。
- ・ 所沢カルチャーパークや松戸橋公園等の整備、東所沢公園の民間活力による施設の充実を図ったほか、北秋津・上安松地区での土地取得によるみどりの保全を行いました。

(2) 課題

- ・ 生物多様性保全を身近なものとして理解を高めるため、市民参画のあり方や手法の工夫が必要です。
- ・ 保全指定と公有地は今後も増加が見込まれ、効率的な管理手法の検討や管理費用の確保が課題です。また、市民や関係団体、企業等によるボランティアの新たな担い手の確保と育成に継続して取り組む必要があります。
- ・ ふるさとの川再生事業や水辺のサポーター制度の活動団体の高齢化や後継者不足が課題です。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
エコロジカルネットワーク形成のため保全したみどりの面積	ha	R5	R10
		103.9	110.0
説明	生物多様性を保全するために狭山丘陵や武蔵野台地の雑木林等のみどりを保全した取組の成果を測る指標です。 数値は、生物生息空間を適切に配置し、生態的なつながりを持たせるために、地域制緑地を新規指定・拡大した累計面積です。		
目標	令和10年度までに110.0ha以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

4-2-1 生物多様性への理解と参加の推進

生物多様性への理解を高める取組を通して、市民、関係団体、企業などの参加を促します。

4-2-2 人と自然との絆の強化

自然との共生を図るため、豊かなみどりを守り育てつなぎ、エコロジカルネットワークをつくる活動を推進します。また、野生生物の生息・生育環境の保全に努め、生態系への影響を低減するため、外来生物・有害鳥獣対策を推進し、良好な生態系の保全に取り組みます。

4-2-3 みどりと水の保全

狭山丘陵や武蔵野台地の雑木林等の貴重なみどりの保全を行うとともに、地域の特性を活かした公園整備を進め、街なかなどのみどりを創出します。

また、生きものの棲む河川の整備・管理を行うとともに、市民との協働による活動を進めるなど、河川や湿地の保全に取り組みます。

さらに、多くの人たちが豊かなみどりの恵みを享受できるよう、広域的に河川や緑地でつながる「水とみどりがつくるネットワーク」の構築を進めます。

第3節 循環型社会

(1) これまでの主な取組

- ・ 家庭における生ごみ処理機器の導入を促進するため、奨励金を交付し、市民が行う生ごみ減量の取組を推進しました。また、家具や家電のリユースを促進するため、民間事業者と連携協定を締結しました。
- ・ クリーンセンターの機能を適正に維持していくため、延命化工事を行いました。また、将来にわたり安定的な一般廃棄物の収集体制を確立するため、「清掃等現業業務委託拡大計画」を策定しました。
- ・ 市内に新たな最終処分場を建設するため、「第2一般廃棄物最終処分場(やなせみどりの丘)整備計画」を策定し、工事に着手しました。

(2) 課題

- ・ 温室効果ガスの排出を含む環境への影響に配慮し、ごみの削減、リサイクルを更に進める必要があります。
- ・ 脱炭素に貢献するため、ごみ処理の際に発生する温室効果ガスの抑制が求められます。
- ・ 家庭から排出されるごみを適正処理するため、ごみの分別を徹底し、効率的な収集運搬体制を維持していく必要があります。
- ・ 今後、更新時期を迎える西部クリーンセンターについて、長期的なごみ量予測を踏まえた施設のあり方を検討する必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
市民1人1日あたりのごみの排出量	g/人・日	R5	R10
		433	404
<p>説明</p> <p>市民1人1日あたりのごみの排出量を測る指標です。 数値は、年間総ごみ量のうち、事業活動から排出されるごみ量、集団資源回収量及び資源ごみの量を減算し、市の人口と年間日数で除して算出した排出量です。</p> $\text{市民1人1日あたりごみ量} = \frac{\text{年間総ごみ量} - (\text{事業系廃棄物量} + \text{集団資源回収量} + \text{資源ごみ量})}{\text{市の人口} \times \text{年間日数}}$			
目標	令和10年度までに404g/人・日以下をめざすものです。		

(4) 基本方針

4-3-1 『もったいない』社会の形成

ごみを出さないリデュース、物を繰り返し使うリユース、資源の再生利用を図るリサイクルの推進など、ごみの発生と排出抑制に取り組みます。

4-3-2 ごみ処理に要するエネルギー消費の低減

ごみ処理における未利用エネルギーの活用や再生可能エネルギーの創出等により、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

4-3-3 ごみの適正な処理の推進

不法投棄の防止やごみの分別を徹底するとともに、安定した収集運搬体制を維持します。

また、ごみ処理施設及びし尿処理施設についても安定した維持管理を行うとともに、最終処分場の整備を進め、適正なごみ処理に取り組みます。

中長期的なごみ減量施策の検討とともに、今後のクリーンセンターのあり方を検討します。

第4節 大気・水環境等

(1) これまでの主な取組

- ・ 大気環境の常時監視を行うとともに、発生源となりうる事業所への立入検査や指導を行いました。
- ・ 河川や地下水の水質汚濁の状況を監視、測定するとともに、発生源となりうる事業所への立入検査や指導を行いました。また、令和元年度から令和3年度にかけて、市内の代表的な河川である柳瀬川と東川で水生生物等調査を行いました。
- ・ 土壌汚染対策では、土壌環境を保全するため、事業者に対して適正な土壌汚染調査と対策の指導を行いました。
- ・ 騒音・振動・悪臭等の公害苦情相談を実施し、早期解決に努めました。
- ・ 化学物質による環境への影響を未然に防止するため、事業者による化学物質の自主的な管理を推進しました。

(2) 課題

- ・ 大気環境の常時監視を行うとともに、発生源となりうる事業所への立入検査や指導を継続して実施する必要があります。また、光化学オキシダントについては、工場などの排出ガス対策、低公害車の普及啓発等を総合的に推進する必要があります。
- ・ 河川や地下水の水質汚濁の状況を監視、測定するとともに、発生源となりうる事業所への立入検査や指導を継続的に実施する必要があります。また、長期的なスパンで水生生物等の状況を定期的に調査し、把握する必要があります。
- ・ 土壌汚染対策では、土壌環境を保全するため、事業者に対して適正な土壌汚染調査と対策の指導を継続して実施する必要があります。
- ・ 苦情になりやすい騒音・振動・悪臭などの公害を防止するため、事業者への指導や市民への啓発等を実施する必要があります。
- ・ 令和8年度末までに市有施設の低濃度PCB含有廃棄物を適正に処分するよう管理する必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
大気環境にかかる環境基準の達成率	%	R5	R10
		86.4	現状値以上
説明	大気環境の状況を示す指標です。 数値は、光化学オキシダントや二酸化窒素等の大気汚染物質にかかる環境基準を達成している割合です。		
目標	毎年度、現状値以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

4-4-1 大気環境の保全

大気環境状況を監視・測定するとともに、事業所への立入検査・指導などの発生源対策を推進し、大気環境の保全に取り組みます。

4-4-2 水環境等の保全

河川や地下水の水質汚濁の状況を監視し、工場・事業所の排水や生活排水の適正処理の推進に取り組みます。また、開発時の指導等により保水機能を向上させ、地下水のかん養を図るとともに、河川・水路の排水機能の充実に取り組みます。

4-4-3 土壌・地盤環境の保全

有害物質等による土壌汚染対策を推進するとともに、地盤沈下を防止するため、緑地の持つ保水機能の活用や雨水浸透施設の設置など地下水かん養に取り組みます。

4-4-4 生活環境対策の推進

事業活動や家庭生活から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため、事業者への指導や個人の意識向上を図るとともに、ヒートアイランド対策などに取り組みます。

また、狂犬病予防・衛生害虫駆除などの環境衛生対策や地域美化活動などを推進し、生活環境の向上、改善を図ります。

4-4-5 化学物質の環境リスクの管理

事業者による化学物質の自主的な管理を促進するとともに、市内の排出量を公表するなど管理の徹底を図ります。

また、廃棄物焼却炉等に対する規制・指導などによりダイオキシン類対策を推進するとともに、空間放射線量の測定を行い、情報提供を図ります。

第5章 魅力・元気・文化を誇れるまち

第1節 産業基盤

第2節 産業競争力・成長力

第3節 観光・にぎわい

第4節 産業人材・雇用

第5節 国際化・多文化共生

第6節 文化芸術・伝統文化

施策の方向性

農業、商業、工業、観光業などの各産業の活性化を図るとともに、自然環境や文化、芸術などと複合的につなげることで、魅力あるまちづくりを進めます。

また、本市が元々持っている文化や伝統を守り、次代に継承していくとともに、まちの魅力として国内外に積極的に発信します。

第1節 産業基盤

(1) これまでの主な取組

- ・ 三ヶ島工業団地周辺地区の市街化区域への編入や土地区画整理事業等の都市計画決定を行い、新たな産業団地建設を支援しました。
- ・ 製造業及び都市型産業の立地に対する支援制度（企業立地支援奨励金や都市型産業等育成補助金等）を金融機関等に周知するとともに、対象事業者を認定して市外からの企業進出や市内事業者の発展を支援しました。
- ・ 所沢商工会議所と連携した開業セミナーなどの創業者支援を行い、「所沢市創業支援等事業計画」に基づく優遇措置が受けられるよう取り組みました。
- ・ 農商工連携により開発された既存商品を「売れる商品づくり」へ更に改良するため、商品に対する意見を消費者から直接確認するテストマーケティング形式の「農商工連携ブラッシュアップ販売会」を開催しました。

(2) 課題

- ・ 市外事業者の立地希望や市内事業者からの事業所拡張意向に応えるため、新たな産業用地の確保が求められます。
- ・ 企業誘致を進めるため、事業者への立地希望調査や企業訪問などによりニーズを把握し、事業に適した用地を創出する必要があります。
- ・ 創業支援にあたっては、様々な事業アイデアに応じた多角的で多様な支援策が必要となるため、的確かつ迅速に対応できる体制が必要です。
- ・ 特産品である狭山茶やさといもをはじめとした農産物の知名度の向上とともに、それらの豊富な地域資源を活かすため、農業者と商工業者が協力してブランド品等の新たな商品やサービスを開発し、市外マルシェへの出店などを通じた販路開拓への取組が求められます。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
総生産額	億円	R3	R10
		8,835	9,559
説明	市内事業所の生産規模を示す指標です。 数値は、第1次産業から第3次産業の総生産額の合計です。		
目標	令和10年度までに9,559億円以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

5-1-1 新たな産業用地等の創出

市外からの新たな企業誘致の推進や市内事業所の事業拡大ニーズに対応するため、受皿となる産業用地の創出、空き不動産などの有効活用により、企業活動の場を整備・確保します。

5-1-2 企業誘致の推進

立地上の優位性や支援施策等について積極的なPRを行うなど、企業立地を促進するための環境づくりを進めます。

5-1-3 起業・創業の促進

市内で新たに起業・創業を志す個人や第二創業をめざす事業者に対する取組の充実を図り、起業家・創業者が育つ環境を整備します。

5-1-4 新たなビジネスやイノベーションの創出

同業種・異業種間の連携をはじめ、市内外の高等教育機関等との連携を推進して、新たなビジネスや発展的なイノベーションの創出を図るなど、地域産業の高付加価値化をめざします。

第2節 産業競争力・成長力

(1) これまでの主な取組

- ・ 新たな所沢ブランド創出の契機とするため、地域産品を活用した商品開発や複数の地元事業者が関わった新製品の開発などに対し、地域資源活用・ものづくり総合支援補助金を交付しました。
- ・ 高い付加価値を創出する地域産業牽引事業者へのヒアリングを通じて、今後の事業展開への課題を共有しました。
- ・ 市内事業者の技術や製品等をアピールし、市民へのPRの機会として「所沢の工業製品展示」を開催しました。
- ・ 農業の担い手への農地の集積による農地の遊休化防止に努めるとともに、農業を牽引していく認定農業者や新規就農者に対して資機材購入の補助や経営改善支援を行いました。

(2) 課題

- ・ 多くの事業者が量産品や部品の製造を中心としていることから、自社での技術や製品の開発に取り組めるよう、企業支援に関する制度の活用について働きかけていく必要があります。
- ・ 地域産業牽引事業者が継続的に地域産業の中心的な事業者として事業展開できるよう、ニーズに応じた支援策に取り組む必要があります。
- ・ 担い手への農地の集約（貸借）の実効性を高めることが求められます。
- ・ 農産物のブランド化や農地の集約化とともに、スマート農業への取組を支援することにより、生産性や付加価値の高い農業経営への転換を促進していく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
製造品出荷額等	億円	R2	R10
		1,741	2,041
説明	市内工業事業所の生産規模を示す指標です。 数値は、市内工業事業所の1年間における製造品出荷額等の合計です。		
目標	令和10年度までに2,041億円以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

5-2-1 地域を牽引する事業者等への支援

地域産業を牽引する事業者による新産業・新分野の展開につながる取組を積極的に支援します。

また、優れた独自技術やサービスを有する事業者に対しても、事業の展開や拡大に向け積極的に支援します。

5-2-2 商工業者等の経営基盤の強化

市内事業者の経営基盤の強化と経営の安定化を図るため、資金調達の円滑化を促進するとともに、市内産業動向の把握と情報提供、それに基づく経営アドバイスの充実等の取組を推進し、中小企業等の事業活動をバックアップします。

また、円滑な事業承継を推進するため、関係機関と連携しながら、適切な助言・情報提供を行っていきます。

5-2-3 農業の生産基盤・経営基盤の強化

農地の有効利用と遊休化防止のため、地域計画を適切に運用し、地域の話合いにより見直しを行うことで農地の集積を進めるとともに、農業経営の改善を促し、経営の安定強化へとつなげます。

また、脱炭素社会の実現と持続可能な農業の更なる推進に向けて、有機農業などの環境にやさしい農業を広め、多様な市民ニーズに応えます。

第3節 観光・にぎわい

(1) これまでの主な取組

- ・ ところざわサクラタウンやリニューアルオープンした西武園ゆうえんち、みどり豊かな狭山丘陵等の所沢の魅力を発信しました。また西武鉄道株式会社や西武線沿線自治体で構成する西武線沿線サミットでは、マルシェへの出店やフォトコンテストの実施などにより、沿線自治体の魅力を相互に発信しました。
- ・ 所沢市観光情報・物産館YOT-TOKOを開館し、情報誌「YOT-TOKO news」やSNSを活用しながら観光資源や特産品など所沢の魅力発信に取り組みました。
- ・ 商店街の活性化を図るため、商店街の空き店舗を利用して新規出店を行う事業者や地域のにぎわいづくり、施設の維持管理を行う商店街に対して支援を行いました。また、中心市街地活性化拠点施設「野老澤町造商店」（通称まちぞう）や中心市街地でにぎわいづくりを行う団体に対して支援を行いました。
- ・ 市内外からの観光客の増加や回遊性の向上を目的として、「『まち』×『みどり』のおさんぽコース」の道標や観光案内板の整備を開始するとともに、シェアサイクルの実証実験として市内各所に新たにステーションを設置しました。
- ・ 本市を含む武蔵野地域で継承されている「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が世界農業遺産に認定されました。これら特色ある農業について理解が得られるよう、農産物収穫体験や家庭菜園教室の実施のほか、体験農場の増設により市民が農と触れ合う機会を増やしました。
- ・ 狭山茶やさといもなどの本市の農産物を使った商品をはじめとして、所沢の魅力を活かした商品を「所沢ブランド特産品」として認定しました。また、各種イベント事業やパンフレット等の発行を通して、商品や農産物のPRと生産者支援を行いました。
- ・ 狭山茶の新たな需要を見出すため、所沢市茶業協会が行う海外展開の取組を支援しました。

(2) 課題

- ・ 多様な観光拠点を活かすとともに新たな観光スポットを発掘し、それらの更なる磨き上げを図っていく必要があります。
- ・ 広く所沢市の観光資源をアピールするため、近隣自治体との広域での連携を深めていく必要があります。また、ところざわサクラタウンや西武園ゆうえんちを訪れる観光客が市内を回遊するような取組を進めていく必要があります。
- ・ インバウンド需要に向けた受入環境の整備として、ガイド養成や多言語案内の強化をしていく必要があります。
- ・ 「所沢市と言えば〇〇」「生産量第〇位」といったような“所沢らしさ”あふれる特産品の開発と、農産物のブランド化を図っていく必要があります。
- ・ 農産物のPRや体験型の事業等を通じて、都市と農業が調和する「都市近郊農業」としてのイメージが定着するよう、市内外での認知を更に広げていく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
観光入込客数	万人	R4	R10
		745	925
説明	本市を訪れる観光客のにぎわい度を示す指標です。 数値は、「埼玉県観光入込客統計調査」の結果に基づく観光入込客数です。		
目標	毎年度、30万人の増加をめざすものです。		

(4) 基本方針

5-3-1 にぎわい拠点の創出・活性化

既存・新規の観光拠点の整備・充実を図るとともに、中心市街地や商店街など内外の人々が集う空間の活性化や狭山丘陵の魅力の発掘・向上を図り、市内各所のにぎわいのある場を創出します。

5-3-2 にぎわい拠点のネットワーク形成

市の東部や中心部で新たに創出されて魅力が磨かれたにぎわい拠点と、埼玉県西部地域の自然豊かな観光交流拠点とのネットワーク化を図り、市内の回遊性を高めることによって、それぞれの拠点による集客効果を市全体に広げます。また、周辺自治体と連携し、集客力の向上につなげます。

5-3-3 観光を軸としたブランド化の推進

市内の様々な観光資源や特産品について発掘・開発し、埼玉西武ライオンズなどとも一層連携を図り、一層磨きをかけるとともに、観光を軸とした取組を通じて、本市のブランドイメージを高めていきます。

5-3-4 農のあるまちづくりの推進

市内で生産された農産物のブランド化と地産地消を推進するとともに、地域住民との交流を通して、食の安全と農業への理解を深めます。また、生産者と消費者の相互理解を図り、「農のあるまちづくり」をめざします。

5-3-5 観光客誘致・受入体制の強化

観光客誘致に向けた取組の充実を図るため、受入体制の整備を含めた関係団体等との連携を強化するとともに、発信力のある観光大使の活躍や多様なメディアを活用した情報発信を推進し、効果的な観光客誘致プロモーションの取組を強化します。また、外国人観光客等に対応した受入環境の充実を図ります。

第4節 産業人材・雇用

(1) これまでの主な取組

- ・ 所沢の工業を理解し、将来の就職先となるよう働きかけるため、市ホームページで「若者のための所沢ものづくり企業ジョブガイド(以下「とこジョブ」)」として市内事業者を紹介しました。また、就職希望の高校生を対象としてとこジョブの掲載事業者の工場見学会「OPEN FACTORY TOKOROZAWA」を実施しました。
- ・ 所沢公共職業安定所と連携し、就職応援フェアを毎年度開催しました。また、セカンドキャリアセンター事業や就労チャレンジ支援事業など、若者・女性・シニア等の就労支援事業にも取り組みました。
- ・ 勤労者福祉施設(ラーク所沢)の活用や所沢中小企業勤労者福祉センターを支援し、勤労者福祉の向上に取り組みました。
- ・ 新規就農受入れに関するサポート情報や支援内容を紹介する「地域サポート計画」を周知するとともに、就農相談や就農に向けた支援に取り組みました。

(2) 課題

- ・ 市内事業所の人材確保が困難であることから、とこジョブ掲載企業をアピールするなど積極的に周知活動を行い、人材不足解消を支援し、安定した企業経営へとつなげていく必要があります。
- ・ 多様な世代にあわせた就労支援を提供するため、国・県と連携していく必要があります。また、所沢公共職業安定所と連携し、就職説明会の参加者ニーズを把握するとともに、開催手法などを検討していく必要があります。
- ・ 就農者に関し、関係機関や地域農業者と連携した次世代人材育成に取り組む必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
市内事業所従業者数	人	R3	R10
		116,328	117,528
説明	市内事業所全体の従業者の雇用状況を示す指標です。 数値は、「経済センサス」に掲載される市内事業所従業者数です。		
目標	令和10年度までに117,528人以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

5-4-1 将来の産業を担う人材の確保と育成

活力ある地域産業を引き続き維持するため、学生に向けた就職情報の発信などを通じて、人材の確保に取り組みます。

また、農業分野においては、新たな担い手の確保・育成を図るため、新規就農者や農業後継者の経営の安定化に向けた取組を支援します。

5-4-2 雇用の確保や労働環境の改善

新たな雇用の受皿の創出と働く意欲のある人の就労促進に取り組みます。

また、労働環境の改善や働く人の生活を支える環境づくりを推進します。

第5節 国際化・多文化共生

(1) これまでの主な取組

- ・ 国際交流活動の一環として、姉妹都市であるアメリカ合衆国ディケイター市に高校生を派遣する海外都市学生交流事業を行いました。また、イタリア都市文化交流推進事業として、イタリア共和国ティエーネ市に所沢市代表訪問団を派遣しました。
- ・ 外国人市民が暮らしやすい環境づくりを推進するため、行政資料の多言語化や市ホームページ、ところざわほっとメールで提供する市政情報の充実を図りました。また、災害や避難に関する知識や経験が不足している外国人市民向けに防災講座を開催しました。
- ・ 多文化共生の意識を育む環境づくりの一環として、外国人市民と日本人市民の交流の場となる国際交流フォーラムを開催しました。

(2) 課題

- ・ 国際交流活動については、行政のほか幅広い分野（教育・文化等）での交流を継続させていく必要があります。
- ・ 外国人市民が暮らしやすい環境づくりを推進するため、通訳・翻訳業務など、多言語化対応をより一層進めていく必要があります。
- ・ 国際交流フォーラムについては、多くの外国人市民の参加を促すため、情報発信の方法等を検討する必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
国際化・多文化共生に関する施策の満足度	%	R5	R10
		12.0	15.0
説明	国際化・多文化共生の施策に対する市民満足度を測る指標です。 数値は、所沢市市民意識調査における施策の満足度についての設問のうち、「国際化・多文化共生」に関する項目に対し、「満足」、「まあまあ満足」と回答した人の割合です。		
目標	令和10年度までに15.0%以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

5-5-1 国際交流活動の推進

姉妹都市をはじめとする国々との間で、教育・文化・スポーツに加え、観光・産業などの経済分野も加えた幅広い視点を持った交流を推進します。

5-5-2 外国人市民が暮らしやすい環境づくり

言葉や生活習慣の違いなどから日常生活や災害時に不便を感じないように、外国人児童生徒に対する日本語教育、行政資料の多言語化（「やさしい日本語」を含む）や市ホームページで提供する市政情報の充実を図ります。

5-5-3 多文化共生の意識を育む環境づくり

生活習慣や文化の違いなどを分かり合うための交流・学びの場を設け、帰国児童生徒への支援の充実を図ります。

また、それらの違いをお互いに尊重し、誰もが住みやすいまちをめざすため、多文化共生の意識を育む機会の提供や情報提供の充実を図ります。

第6節 文化芸術・伝統文化

(1) これまでの主な取組

- ・「音楽のあるまちづくり」を推進するため、所沢航空記念公園での「空飛ぶ音楽祭」や市内各所でのコンサートを開催したほか、グランエミオ所沢においてストリートピアノを設置しました。また、所沢市民文化センター・ミュージズの改修工事を行い、リニューアルオープンしました。
- ・文化財をより身近な存在に感じてもらい、大切に守り伝える心を育むため、様々な活用策を実施して、文化財の価値や魅力を周知しました。また、県指定史跡「滝の城跡」の遺構の保存と史跡整備の実施に向けた検討を進めました。
- ・郷土資料の散逸や劣化を防ぎ、良好な状態で後世に伝えていくため、収蔵施設等の整備を検討しています。

(2) 課題

- ・SNS等を効果的に活用するなどして文化芸術に関する情報発信を強化し、多くの市民の興味や関心を集める必要があります。
- ・文化芸術活動における課題として、進みゆく高齢化に伴う後継者不足等が挙げられます。
- ・国登録有形文化財「秋田家住宅」と敷地全体の整備活用については、文化財保護の視点だけではなく、地域の商業や観光の活性化にも寄与することが求められます。
- ・文化財の保存継承の大切さを伝えるには公開活用が有効ですが、個人所有の文化財も多いことから、公開活用には様々な課題があり、保存継承と公開活用のバランスを図る必要があります。
- ・市が所蔵する郷土資料等は転用施設で分散保存されており、保存環境が整っていません。また、所有者の代替わりなどによる寄贈の要望も増えていることから、散逸の危機にある郷土資料等を後世に継承していくためにも、良好な環境で一元管理できる収蔵施設等の整備を検討していく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
文化芸術・伝統文化に関する施策の満足度	%	R5	R10
		16.3	現状値以上
説明	文化芸術・伝統文化の施策に対する市民満足度を測る指標です。 数値は、所沢市市民意識調査における施策の満足度についての設問のうち、「文化芸術・伝統文化」に関する項目に対し、「満足」、「まあまあ満足」と回答した人の割合です。		
目標	令和10年度までに現状値以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

5-6-1 個性あふれる文化の創造

市民の主体的な文化・芸術活動を支援し、多彩な文化の創造を振興することで、魅力と活気にあふれたまちをめざします。あわせて、「音楽のあるまちづくり」を推進し、まちの魅力を高めます。

また、市民文化センターの指定管理者制度を用いた管理運営とあわせて、市民文化の発信拠点としての機能が果たせるよう、計画的な維持管理を行います。

5-6-2 文化財の調査・保存・活用

市の貴重な歴史的財産である文化財や市域に伝わる民俗芸能を保存します。

また、歴史的建造物など文化財を活用することにより、その魅力を発信することで歴史文化や郷土を大切にすることを育み、本市の歴史文化を未来へ継承します。

埋蔵文化財については、開発等により遺跡が破壊される前に記録保存を行い、その情報を後世に伝えます。

5-6-3 ふるさと研究の推進

市民との協働により、市の自然、歴史、芸術、文化及び産業等の郷土に関する資料や情報を収集・保存するとともに、資料管理のデジタル化を進めます。

市が所蔵する郷土資料等を良好な環境で一元管理し、後世に伝えていくための保存施設については、既存施設を見直し、施設の整備を検討します。

また、学校や企業等とも連携しながら、展示や講座・体験学習会等を通じた研究成果の紹介により「ふるさと所沢」の魅力を発信することで、こどもから大人まで幅広い世代の市民の学びのきっかけをつくり、「ふるさと所沢」への関心が高まるように努めます。

第6章 自然と調和する住みよいまち

- 第1節 土地利用
- 第2節 市街地整備
- 第3節 道路
- 第4節 交通政策
- 第5節 水道
- 第6節 下水道
- 第7節 住宅・住環境

施策の方向性

農地を含む市街地のみどりの保全・利活用による自然と調和した土地利用を推進するとともに、都市機能の無秩序な拡散防止に努め、脱炭素を意識した持続可能な街づくりをめざします。

また、地域の活性化に向け、地域特性を活かした市街地整備や住民主体の街づくりを推進します。

市民の安心・安全で住みよい住環境を形成するため、ネットワークとなる幹線道路の整備や歩行者空間の確保に取り組むとともに、誰もが自由に出かけられるよう公共交通を充実させます。

あわせて、インフラについて災害時の機能や老朽化した施設の安全性確保のため、環境に配慮しながら効率・効果的な整備・維持・更新を進めます。

第1節 土地利用

(1) これまでの主な取組

- ・ 旧暫定逆線引き地区の解消に向け、組合施行の土地区画整理事業への支援を実施しました。また、地域活性化に寄与する産業団地創出に向け、組合土地区画整理事業への支援を実施しました。
- ・ 「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」に基づき、建築物等の届出の審査を行うとともに、市民主体の景観まちづくり活動に対する支援を行いました。
- ・ 米軍所沢通信基地の全面返還に向け、東西連絡道路開通後の新たな返還運動方針を定め、国に対して要望書を提出しました。
- ・ 「所沢市立地適正化計画」を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークの街づくりの実現に向けた取組を示しました。

(2) 課題

- ・ 暮らし方が多様化する新しい社会に対応するため、市内に住む場と働く場の両方を整備するなど、将来都市像の実現に向けた計画的かつ適正な土地利用を進めていく必要があります。
- ・ 所沢らしい景観の実現を図るため、市民及び事業者の協働による景観まちづくりを引き続き推進する必要があります。
- ・ 米軍所沢通信基地は、引き続き全面返還に向けた働きかけを行う必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
土地利用に関する施策の満足度(平均値)	%	R1-R5平均	R7-R10平均
		15.6	20.0
説明	土地利用の施策に対する市民満足度を測る指標です。 数値は、所沢市市民意識調査における施策の満足度についての設問のうち、「土地利用」に関する項目に対し、「満足」「まあまあ満足」と回答した人の割合の平均値です。		
目標	令和7年度から令和10年度までの平均値が20.0%以上(前期基本計画期間中の最高値以上)となることをめざすものです。		

(4) 基本方針

6-1-1 計画的かつ合理的な土地利用の推進

「所沢市都市計画マスタープラン」や「所沢市立地適正化計画」に基づき、市民参加を図りながら、地域における具体的な施策を進めます。

旧暫定逆線引き地区は、土地区画整理事業などの実施により、都市基盤の整備を進めます。また、多様な市街地の特徴や動向に対応し、用途地域などを適切に見直します。

さらに、農地を含む市街地のみどりの保全・利活用による自然と調和した土地利用を進めます。

6-1-2 土地利用推進エリアにおける計画的な土地利用の推進

土地利用推進エリアは、地域の特性を活かし、産業系を中心とした計画的かつ合理的な土地利用をめざします。

6-1-3 所沢らしい景観まちづくりの推進

所沢らしい良好な景観を形成するため、「所沢市ひと・まち・みどりの景観条例」や「所沢市ひと・まち・みどりの景観計画」に基づき、市民・団体、事業者、市の協働による景観まちづくりに取り組みます。

また、地域や団体などによる景観まちづくりの市民活動の充実を図ります。

6-1-4 基地返還と跡地利用の促進

米軍所沢通信基地の一部返還や共同使用による部分解放等を検討しつつ、最終目的である全面返還の早期実現をめざし、引き続き返還運動を進めるとともに要望活動を行います。

第2節 市街地整備

(1) これまでの主な取組

- ・ 所沢駅周辺グランドデザインを策定しました。また、所沢駅周辺グランドデザインに示す街の理想像を実現するための取組として、街なかでの社会実験を含む「TOKOROZAWA STREET PLACE」を実施しました。
- ・ 土地区画整理事業の実施とあわせ、準防火地域の指定を行いました。また、ファルマン通り交差点改良工事を実施し、歩道や信号待ちのスペースを広げました。
- ・ 良好な住環境の整備・保全を図るため、建築協定から地区計画への移行を進める協議会に対する支援を行いました。
- ・ 駅周辺における土地利用の活性化に向けて、事業者との調整を図りました。

(2) 課題

- ・ 街なかのパブリックスペースなどを活用しながら官民が連携して街づくりを進めるにあたり、庁内横断的な取組や街づくりのプレイヤーの発掘、土地オーナーを主体とした魅力ある街なかづくりを進める組織が必要です。
- ・ 住宅密度が高い既存の市街地における防災性を向上する必要があります。また、市街地再開発事業等を実施する際は、前面道路の拡幅整備や交差点改良の実施を検討し、車両や歩行者の安全性を更に向上させる必要があります。
- ・ 開発行為や中高層建築物等の建築等に対し、引き続き適正な指導を行う必要があります。
- ・ 市域の拠点となる駅周辺の活性化につながる取組について、検討していく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
所沢駅の1日平均乗降客数	人	R5	R10
		101,123	118,000
説明	<p>中心市街地のにぎわいの度合いを、本市の表玄関である所沢駅の利用状況を用いて示す指標です。</p> <p>数値は、所沢駅の1日における平均乗降客数です。</p>		
目標	<p>令和10年度までに118,000人以上をめざすものです。</p> <p>(所沢駅周辺で行っている市街地開発事業によって作られる集客性の高い施設に訪れる人数を現状値に加えて目標値を設定しています。)</p>		

(4) 基本方針

6-2-1 所沢駅周辺のにぎわいのあるまちづくりの推進

所沢駅周辺では、民間活力を導入した市街地再開発事業等による建物の共同化や不燃化、オープンスペースの確保等を行うことで、中心商業地の活性化を進めます。

特に、所沢駅西口地区及び日東地区については、土地区画整理事業や市街地再開発事業を基本とした街づくりを進めます。

所沢の表玄関として、歩いて楽しめる回遊性の創出や都市機能の充実に取り組み、所沢ブランドとして魅力づくりを進めます。

6-2-2 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

都市基盤の整備や宅地の利用増進を図る必要がある地区については、土地区画整理事業等の事業手法等を活用し、脱炭素やみどりの創出を意識しつつ安心・安全に生活できる街づくりを進めます。

また、老朽化した木造住宅等が密集するなど防災上課題のある地区では、建築物の耐震化や不燃化、難燃化のほか、道路の拡幅整備や空間の確保を図り、市街地の安全性向上に取り組みます。

6-2-3 市街地整備の適正な誘導（良好な市街地整備の推進）

地区計画や建築協定等の制度を活用した、地域住民との協調・協働による街づくりの推進を図ります。

また、開発を行う事業者に対して一定の公共施設等の整備や中高層建築物等の建築等に伴う騒音・振動・日照等に関する適正な指導を行い、良好な市街地への誘導を進めます。

市域の拠点となる駅周辺への都市機能の集積や充実、にぎわいの創出とともに、周辺に広がる住環境の保全を図ります。

第3節 道路

(1) これまでの主な取組

- ・ 都市計画道路北野下富線・松葉道北岩岡線の建設、市道4-1386号線（上藤沢・林・宮寺間新設道路（3工区））の建設を進めました。また、埼玉県が事業主体である都市計画道路の建設を促進しました。
- ・ 道路利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、歩道の整備や狭あい道路の拡幅、交差点の改良などを進めました。
- ・ 自転車利用者の安心・安全確保のため、自転車レーンを整備しました。
- ・ 環境に配慮した街路樹の維持管理を行うとともに、「みどりの保全・活用や、自然との調和・共生」を実現する道路整備に努めました。

(2) 課題

- ・ 都市計画道路及び幹線道路を早期に開通させるなど、更なる中心市街地の交通渋滞緩和に向けた取組を推進していく必要があります。
- ・ 自転車レーンの整備については、国や県の取組状況、警察の方針等を整理の上、市内の道路事情を踏まえた、効果的かつ効率的な整備を検討していく必要があります。
- ・ 巨木化、老木化している樹木の維持管理が難しくなっており、適切な街路樹の維持管理を検討していく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
道路に関する施策の満足度	%	R5	R10
		26.7	現状値以上
説明	道路環境整備の施策に対する市民満足度を測る指標です。 数値は、所沢市市民意識調査における施策の満足度についての設問のうち、「道路」に関する項目に対し、「満足」「まあまあ満足」と回答した人の割合です。		
目標	令和10年度までに現状値以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

6-3-1 幹線道路の整備推進

優先整備路線を選定し、計画的な幹線道路整備を行います。中心市街地及び市街地全体のそれぞれを外郭とする道路と、中心部から放射状に広がる幹線道路を接続させることで、交通渋滞の緩和と更なる交通の利便性の向上を図ります。

6-3-2 生活道路の整備推進

優先整備路線を選定し、道路拡幅整備事業や交差点改良事業を計画的・効果的に推進します。

また、市民生活に密着し、緊急車両の進入路となる生活道路について、狭あい道路の拡幅やすみ切りの整備を進めます。

6-3-3 歩行者・自転車環境の整備推進

歩行者・自転車利用者・高齢者・障害者など、誰にとっても通行しやすく、バリアフリーに配慮した空間の整備を進めるとともに、優先順位を判断した上で計画的な歩道の拡幅整備を進めます。

6-3-4 道路環境の維持

環境に配慮した街路樹の維持管理を進めます。

橋りょう等の長寿命化修繕計画に基づく維持補修を進め、安全性・信頼性の向上を図ります。道路照明灯については、安全・快適に道路が利用できるよう、維持管理を進めます。

第4節 交通政策

(1) これまでの主な取組

- ・「所沢市地域公共交通計画」を策定し、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた体系的な取組を開始しました。また、三ヶ島地区、柳瀬地区、富岡地区において、ところワゴンの運行を開始しました。
- ・都市高速鉄道12号線の東所沢駅までの延伸に向けて、都市高速鉄道12号線延伸促進協議会により、埼玉県、東京都への要望活動を実施しました。
- ・鉄道駅のホームドア整備、内方線付き点状ブロック整備に対する補助事業を実施しました。

(2) 課題

- ・人口減少と少子高齢化が進行しており、社会情勢の変化に対応した公共交通ネットワークの形成が求められます。また、本市のコミュニティバスである、ところバス、ところワゴンの利用状況や買い物などのニーズを踏まえて公共交通の利便性向上を図る必要があります。
- ・全国的に深刻な運転手不足が発生しており、今後、地域公共交通を維持していくことが困難になる懸念があります。
- ・公共交通を誰でも安心して利用できる環境を整備するため、バリアフリー施策を推進していく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
交通政策に関する施策の満足度	%	R5	R10
		34.7	53.0
説明	交通政策の施策に対する市民満足度を測る指標です。 数値は、所沢市市民意識調査における施策の満足度についての設問のうち、「交通政策」に関する項目に対し、「満足」「まあまあ満足」と回答した人の割合です。		
目標	令和10年度までに53.0%以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

6-4-1 交通政策の推進と公共交通の充実

自家用車や運転免許証を持っていなくても、誰もが自由に出かけられる街をめざして、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

公共交通については、地域住民や交通事業者との連携のもと、ところバスやところワゴンの充実を図るなど、地域を支える持続可能な公共交通の確立に努めます。

また、公共交通を使いたくなる仕組みづくり、車両の更新やバス待ち環境の整備、バスロケーションシステム等のDXの推進により、公共交通の更なる利用促進を図ります。

6-4-2 鉄道輸送の利便性の向上

関係市区による都市高速鉄道12号線延伸促進協議会において、延伸に向けた取組を推進します。

また、西武鉄道各路線及びJR武蔵野線の輸送力充実などについても、関係自治体とも連携しながら、鉄道事業者等に要望します。

6-4-3 駅の安全性・利便性の向上

西所沢駅周辺の安全性・利便性向上のため、関係機関の協力のもと「西所沢駅西口改札口」の早期開設をめざし、駅周辺の環境整備を駅施設の整備と一体的に推進します。

また、市内各駅の安全対策について、鉄道事業者等と引き続き連携して進めます。

第5節 水道

(1) これまでの主な取組

- ・旧水道庁舎用地の貸付、水道用地の未利用地の売却、資金運用の取組等、収益向上を図り、経営基盤の強化に努めました。
- ・渇水時や災害時に活用できるよう、自己水源である取水井の清掃及び機能診断を実施しました。
- ・水の安定供給と災害に強いライフライン構築のため、水道管の布設・更新を実施しました。また、第一浄水場浄水池と西部浄水場2号配水池の耐震補強工事を実施しました。
- ・「所沢市水道ビジョン」（50年の長期計画）及び「所沢市水道事業経営計画」（10年の中期計画）を策定し、重要なライフラインとして、より信頼性の高い水道システムの構築を進めています。

(2) 課題

- ・料金収入が減少傾向のため、より一層の経営効率化によるコスト縮減が求められます。また、将来の施設の修繕や更新に伴う費用の不足が見込まれており、財源の確保が求められます。
- ・災害時等においても水を安定して供給できるよう、自己保有水源の確保や施設の耐震化の取組を進めていく必要があります。
- ・西部浄水場の更新工事にあたっては、用地購入に一定期間を要するため、設計・施工一括発注等の効率的な手法の導入に努め、事業期間の短縮を図る必要があります。
- ・今後の水需要を考慮した施設規模に適宜更新していますが、今後も定期的に水需要予測を見直し、施設規模の適正化等を図る必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
着水井等の耐震化率	%	R5	R10
		61.8	100
説明	水を安定供給するための着水井等の耐震対策の取組状況を示す指標です。 数値は、浄水場の着水井及びポンプ井等のうち、耐震性能を有している容量の割合です。		
目標	令和10年度までに100%をめざすものです。		

指標名	単位	現状	目標
経常収支比率(水道事業会計)	%	R5	R10
		106.64	100以上
説明	水道事業会計における、財政の健全化への取組の成果を測る指標です。 数値は、経常費用に対する経常収益の割合を示す指標です。		
目標	令和10年度まで100%以上を維持することをめざすものです。		

(4) 基本方針

6-5-1 経営基盤の強化・適切な資産管理による経営の効率化

将来の水需要は、現状と比較して減少傾向を示しています。持続可能な水道事業を実現するため、計画的かつ適切な資産管理を実施し、経営の効率化や水道料金の改定など収益向上の取組により、経営基盤を強化します。

6-5-2 水資源の確保と有効利用

渇水時や災害時においても水を安定して供給できるよう、自己水源の確保・保全に取り組みます。

また、水の有効利用を図るため、漏水防止に努めるとともに、水の持つエネルギーを利用して発電する小水力発電設備を効率的に運用します。

さらに、限りある資源として、水の大切さをPRします。

6-5-3 安全な水の安定供給

安全な水を供給するため、水源である県営水道の水や地下水の水質管理を徹底するとともに、水質に関する情報を提供します。

また、水の安定供給のため、投資・財政計画のもと、水道施設の耐震化等を引き続き実施し、災害に強い水道づくりを進めます。

第6節 下水道

(1) これまでの主な取組

- ・「下水道事業経営計画」に基づき、経営基盤の強化に努めました。また、経営の安定性を高めるため、マンホール蓋等への広告掲載による収益の向上に努めました。
- ・生活環境の改善と公共用水域の水質保全のため、下水管の布設・改築を実施しました。
- ・災害に強いライフラインを構築するため、下水道施設の耐震化工事を実施しました。また、市内各所で発生している内水被害を軽減するため、雨水樹浸透化及び雨水浸透井築造を行いました。
- ・下水道施設の老朽化対策として、富岡地区・並木地区・松井地区・小手指地区・新所沢地区・新所沢東地区・所沢地区の7地区の管渠の計画的な点検・調査及び所沢地区の管渠の修繕・改築を実施しました。また、汚水管への雨水流入によるマンホール蓋の飛散、溢水(いっすい)、宅地内への逆流被害を軽減するため、管内カメラ調査を実施するとともに、汚水管を新設しました。

(2) 課題

- ・使用料収入が減少する傾向の中で、経営基盤の強化のため、更なる収益向上に取り組む必要があります。また、将来の施設更新に伴う費用を継続して確保していくため、計画的な財源確保の検討が必要です。
- ・今後の市街化調整区域の下水道整備については、「第2次市街化調整区域下水道整備計画」に基づき、一定の期間内に限られた予算を効率的に活用し、進めていく必要があります。
- ・防災上、重要な下水道施設については、耐震化を優先的・計画的に実施していくことが求められます。また、市内各所で発生している内水被害を軽減するため、今後の浸水対策について検討を進めていく必要があります。
- ・老朽化した下水道施設が今後急速に増大するため、計画的な施設の改築に取り組む必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
重要な下水道管路等の耐震化率	%	R5	R10
		55	100
説明	災害に強いライフライン構築のための下水道管路等耐震対策の取組状況を測る指標です。数値は、重要な幹線等に指定した下水道管路等において耐震性能を有している割合です。		
目標	令和10年度までに100%をめざすものです。		

指標名	単位	現状	目標
経常収支比率(下水道事業会計)	%	R5	R10
		101.88	100以上
説明	下水道事業会計における、財政の健全化への取組の成果を測る指標です。 数値は、経常費用に対する経常収益の割合を示す指標です。		
目標	令和10年度まで100%以上を維持することをめざすものです。		

(4) 基本方針

6-6-1 経営基盤の強化・適切な資産管理による経営の効率化

将来の下水道使用料収入は、現状と比較して減少傾向を示しています。持続可能な下水道事業を実現するため、計画的かつ適切な資産管理を実施し、経営の効率化や収益向上の取組などにより、経営基盤を強化します。

6-6-2 生活環境の改善と公共用水域の水質保全

生活環境の改善と公共用水域の水質保全へ大きく貢献し、自然と共生した地域社会を実現するため、市街化調整区域への下水道整備を計画的に進め、下水道普及率を高めます。

6-6-3 災害に強い下水道整備の推進

地震時にも安定して機能できるよう、下水道施設の耐震化を進めます。

また、浸水対策については、従来の対策に加えて、「雨水管理総合計画」を策定し、引き続き計画的に進めることにより、浸水被害の軽減を図ります。

6-6-4 下水道施設の計画的な老朽化対策

「所沢市ストックマネジメント実施方針」に基づき、計画的な施設の点検・調査及び修繕・改築を行い、陥没事故や機能停止を未然に防ぐため、予防保全型の維持管理に取り組みます。

第7節 住宅・住環境

(1) これまでの主な取組

- ・市内の住宅等の耐震化を図るため、民間建築物の耐震診断及び耐震改修費用の一部を補助しました。
- ・計画的な維持修繕を行い、市営住宅のストックを有効活用しました。
- ・「所沢市マンション管理適正化推進条例」を制定し、各分譲マンションに管理状況の届出を義務付け、管理の適正化を図りました。

(2) 課題

- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、所有者に耐震診断の働きかけを行っていく必要があります。
- ・公営住宅の長寿命化を図るとともに、建替え、集約化等についても検討していく必要があります。
- ・マンションの高経年化や入居者の高齢化が進む中で、管理の主体である管理組合が自ら適正に管理していくことができるよう、適正化のための施策を進めていく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
住宅・住環境に関する施策の満足度(平均値)	%	R1-R5平均	R7-R10平均
		44.7	50.0
説明	住宅・住環境の施策に対する市民満足度を測る指標です。 数値は、所沢市市民意識調査における施策の満足度についての設問のうち、「住宅・住環境」に関する項目に対し、「満足」「まあまあ満足」と回答した人の割合の平均値です。		
目標	令和7年度から令和10年度までの平均値が50.0%以上(前期基本計画期間中の最高値以上)となることをめざすものです。		

(4) 基本方針

6-7-1 安心・安全で良好な住宅や住環境整備の推進

良好な住環境の形成に向け、災害や犯罪に強く、脱炭素やバリアフリー等に配慮した住宅・住環境づくりを推進するため、意識啓発や支援に取り組みます。

また、住宅ストックの有効活用及び長寿命化を図り、良質な住宅ストックの形成に努めます。

6-7-2 適正な公営住宅の管理・運営

住宅に困窮する低額所得者等の居住の安定を図るため、良好な住環境を備えた市営住宅を提供するとともに、市営住宅のストックの有効活用を図ります。

老朽化が進む市営住宅については、長寿命化、建替え、集約化等、今後の整備の方向性を引き続き検討します。

また、管理代行による市営住宅の効率的な運営を行います。

6-7-3 住生活の安定と質の向上

住生活の安定確保及び質の向上を図るため、住まいに関する相談体制の整備及び情報提供を行います。

また、多様化する住宅需要や新たな社会ニーズに柔軟に対応した住宅施策を構築し、居住への支援を行うとともに、将来にわたるマンションの管理適正化を推進します。

第7章 未来(あす)を見つめたまちづくり

第1節 人権の尊重

第2節 市民参加・情報共有

第3節 人材育成・組織体制

第4節 行政経営

第5節 財政運営

施策の方向性

市民、事業者、教育機関、行政がそれぞれの力を互いに発揮できるよう、公民連携の取組をはじめとした様々な連携・協力を更に進めます。

また、近隣自治体等の連携により、広域的なブランド力を効果的に高めることで、まちの誇りと愛着を醸成し、地域全体の人口流入・定住促進、経済活動の活性化等を図ります。

市政運営にあたっては、財政状況を考慮しながら、より効果的に市の取組を進めるための情報発信や人材育成、行政経営を推進します。

第1節 人権の尊重

(1) これまでの主な取組

- ・ 所沢人権啓発活動地域ネットワーク協議会との共催により、市民等を対象に人権啓発講演会を実施しました。また、所沢市も加盟している人間都市同和対策協議会により、人権フェスティバル、人権啓発研究集会及び指導者養成研修会を実施しました。
- ・ 所沢市人権教育推進協議会により、保護者等を対象とした家庭教育学級人権教育合同講座、市民や職員を対象としたブロック別研修会及び人権教育指導者養成講座を実施しました。
- ・ ユニバーサルデザイン基本方針の周知に努めました。また、市ホームページでは音声読み上げや文字の拡大、多言語翻訳等に対応しています。
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づき、配偶者暴力相談支援センター事業を開始しました。
- ・ LGBTQなどの性的少数者やそのこども等が、行政や民間のサービス、社会的配慮を受けやすくなるよう、「パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始しました。また、埼玉県西部地域まちづくり協議会の5市において「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る連携協定」を、埼玉県全域において「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」をそれぞれ締結しました。

(2) 課題

- ・ 同和問題のほか、ヘイトスピーチやLGBTQなどの人権問題についての周知・啓発が求められます。
- ・ 複雑・多様化する人権問題に対して、関係機関や事業者等と連携を図りながら、課題解決に取り組む必要があります。
- ・ 配偶者暴力相談支援センター事業において、DV被害者からの相談件数が増加しています。相談業務だけでなく自立に向けた支援等も求められることから、相談業務にあたる職員の専門的知識の習得による資質向上や、安定的な相談体制の整備の取組を進めていく必要があります。
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に対応するため、相談業務等の業務量が増加することが見込まれます。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
人権の尊重に関する施策の満足度	%	R5	R10
		37.1	現状値以上
説明	人権の尊重に関する施策に対する市民満足度を測る指標です。 数値は、所沢市市民意識調査における施策の満足度についての設問のうち、「人権の尊重」に関する項目に対し、「満足」「まあまあ満足」と回答した人の割合です。		
目標	令和10年度までに現状値以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

7-1-1 人権を尊重した社会づくり

女性・こども・高齢者・障害者・性的少数者・同和問題（部落差別）などの人権問題について、国や県、関係団体等との連携や協力を図り、差別や偏見の解消に取り組みます。

また、人権研修会や講演会、講座などの取組を通して、人権問題について正しい理解と認識が得られるよう、機会の充実を図ります。

7-1-2 人権教育の推進

差別や偏見のない人権尊重社会をめざして、人権教育を推進します。従来からの人権問題のほか、インターネットによる人権侵害など新たな課題についても講座で取り上げ、一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

7-1-3 ユニバーサルデザインの推進

誰もが参加しやすく、暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、心のユニバーサルデザインも推進するための取組として、ユニバーサルデザインの更なる周知に取り組みます。

7-1-4 男女共同参画を進める意識と環境づくり

性別による固定的な役割分担意識を見直す機会として、情報誌の発行や各種講座の開催などを実施し、家庭・職場・地域などあらゆる場での男女共同参画を推進します。

また、DV被害者、困難な問題を抱える女性への相談支援の取組を強化します。

7-1-5 多様な生き方が受け入れられる環境づくり

子育てや介護等の家庭生活と仕事の両立が可能となるよう、長時間労働の是正やワークライフバランスの推進のための啓発に取り組みます。

また、働くことを望む女性の就労に向けた支援にも取り組みます。

第2節 市民参加・情報共有

(1) これまでの主な取組

- ・ 市民の審議会委員の公募や「絆」ミーティングの開催等、市民が市政に参加する機会を確保しました。また、U-29(ユニーク)な市民参加推進事業を開催し、若者世代の市民参加の取組を実施しました。
- ・ 積極的なパブリシティ活動を展開しました。また、近年の動向に着目し、分類化したSNSによる細やかな情報発信に努めました。
- ・ 所沢市市民意識調査をはじめとした各種アンケートや「市長への手紙」などの仕組みを通じて、市民の意見や要望を市政に反映するよう努めました。

(2) 課題

- ・ デジタルを活用した新しい市民参加の仕組みを検討していく必要があります。また、若年層の市民参加の仕組みや機会の創出に努めていく必要があります。
- ・ 市政情報発信に際しては、対象者像に基づいた効果的なメディア選択が求められます。また、誰でも分かりやすい情報発信となるよう、アクセシビリティの向上に継続して努めていく必要があります。
- ・ 所沢市市民意識調査等のアンケート調査においては、調査結果を市の施策や事業設計等に継続して活用していく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
市の情報発信に対する満足度	%	R5	R10
		56.6	70.0
説明	<p>市政情報が分かりやすいか、十分に提供されているかを測る指標です。</p> <p>数値は、所沢市市民意識調査の設問「所沢市では、広報ところざわ(「翔びたつひろば」含む)、市ホームページ、ケーブルテレビ、メールマガジン、市公式SNSなどで市政情報をお届けしていますが、あなたはこれらの媒体から必要な情報を得られていると感じますか」に対し、「十分感じる」「まあまあ感じる」と回答した人の割合です。</p>		
目標	令和10年度までに70.0%以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

7-2-1 市民参加の推進

幅広い世代の多様な意見が市政に反映されるよう、審議会での市民委員の選出やパブリックコメント手続など、参加の機会を確保するとともに、無作為抽出による公募などの仕組みづくりを進め、市民参加の推進を図ります。

また、これからのまちを担う若年層の市民参加につながるよう、市公式SNSを活用するなど、様々な機会を通じて市政情報を積極的に発信します。

7-2-2 分かりやすい市政情報の発信

広報紙や市ホームページ、ところざわほっとメール、市公式SNSなどの多様な情報発信媒体の特性を活用し、幅広い世代や様々な立場の方に市政の情報が分かりやすく伝わるよう、効果的で魅力的な情報発信に取り組みます。

また、市が保有する情報を市民ニーズにあわせて適切な時期に公表または提供し、市民と市との情報共有を図ります。

7-2-3 広聴機能の充実

市民の市政に対する意見や要望を幅広く聴き取るため、広聴の機会を確保します。

また、所沢市市民意識調査や各種アンケートなどを通して、市民ニーズの的確な把握・分析・活用を進めます。

第3節 人材育成・組織体制

(1) これまでの主な取組

- ・ 優秀な人材の確保のため、民間企業等経験者の採用や人物重視の試験実施など、積極的に職員採用に取り組みました。
- ・ 自治体テレワークシステムfor LGWAN(自治体等専用のセキュリティの高いテレワークシステム)を利用し、在宅勤務ができる体制を整えました。
- ・ 職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援、職場環境の改善を通じてメンタル不調を未然に防ぐ「一次予防」を目的とした職員ストレスチェック事業を実施しました。
- ・ 総合計画に掲げる諸施策を着実に推進するために必要な職員数を確保することを基本的な考え方とし、事務の合理化や組織のスリム化、民間委託化の推進により、適正な定員管理に取り組みました。

(2) 課題

- ・ 専門的な知見を有する技術職や医療職の人材確保に向けて、継続して取り組む必要があります。
- ・ 職員が能力を発揮できるよう、心身の健康を保ち、安心して働くことができる職場環境を継続して整備していく必要があります。
- ・ 社会情勢の変化や増大する事務量に対して、合理的で効果的な対応ができる柔軟な組織体制を整えていく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
何事も自分事として考え、新たなことに挑戦する職員の割合	%	R5	R10
		53.7	60.0
説明	「所沢市行政経営のための職員行動ガイドライン」に掲げる行動目標「何事も自分事として考え、新たなことに挑戦する」の進捗を測る指標です。 数値は、職員に対するアンケートで「自ら新たな挑戦をした」と回答した人の割合です。		
目標	令和10年度までに60.0%以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

7-3-1 職員の人材育成と組織の活性化

人材育成を目的とした人事評価や職員研修を実施するほか、先進自治体への視察や照会等により新たな事業についての調査研究を行い、時代の変化や住民ニーズに柔軟に対応できる職員を育成します。

また、職員を適切に配置し、組織を活性化します。

7-3-2 職員が能力を発揮できる職場環境の整備

職員が心身の健康を保つため、健康診断やストレスチェック、精神科医や精神保健福祉士による「こころの健康相談」、保健師による健康相談等を継続して実施します。また、長時間労働の是正など働き方を見直しながら、職員が能力を十分に発揮できるよう職場環境の整備を進めます。

7-3-3 組織体制の整備・充実

新たな行政課題に的確に応えることができる組織整備を図ります。組織横断的な課題に対しては、引き続きプロジェクトチームの結成や関係部署による調整会議などの取組を進めます。増大する事務に対しては、組織の枠を超えた機動的な応援体制の更なる推進を図るとともに、職務の内容や責任の度合い等の特性に応じて、民間委託や指定管理者制度などを活用し、合理的で効果的な組織運営を行うことで、適正な定員管理に努めます。

第4節 行政経営

(1) これまでの主な取組

- ・ 第6次所沢市総合計画前期基本計画で示された施策等について行政評価を実施し、PDCAサイクルによる進捗管理を行いました。
- ・ 所沢市の内部資料におけるペーパーレス化の促進を図りました。
- ・ 公民連携の取組をより効果的・効率的に進めるため、公民連携プラットフォームを構築し、地域課題の解決に取り組みました。また、企業版ふるさと納税の受入れを開始しました。
- ・ 子育て・介護分野の主要手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続ができる仕組みを整備しました。
- ・ テレワーク環境の整備、Web会議環境の整備、AI-OCR、AI音声テキスト化、生成AIなど、職員の業務を効率的に行うことができる仕組みを導入しました。
- ・ 組織の情報資産を守るため、市全体のセキュリティレベルの維持・向上を図ることを目的とした情報セキュリティ監査を実施しました。

(2) 課題

- ・ 合理的かつ効果的に市政を進め、効果的な財源配分が可能となるよう、既存事業の見直しや経費の精査等について継続して取り組む必要があります。
- ・ 地方創生に向けて産学官協働や地域間連携、政策間連携を図り、住民サービスの向上や広域的な魅力向上などを実現するため、地域の総合力が求められます。
- ・ 標準化対象事務について、標準化基準に適合する基幹業務システムへの移行を完了する必要があります。
- ・ デジタル化の推進にあたっては、誰一人取り残されることなくサービスを受けることができるような対策・支援の充実を図っていく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
実施計画における事業目標の進捗率	%	-	R10
		-	80.0
説明	第6次所沢市総合計画後期基本計画の事業目標の進捗を測る指標です。 数値は、第6次所沢市総合計画後期基本計画実施計画に掲げる事業目標のうち、80.0%以上進捗している事業の割合です。		
目標	令和10年度までに80.0%以上をめざすものです。		

(4) 基本方針

7-4-1 将来都市像の実現に向けた計画行政の推進

合理的かつ効果的に市政を進めるため、分野別・段階別に計画を策定するとともに、企画立案（Plan）、予算化・実施（Do）、評価検証（Check）、改善（Action）といったPDCAサイクルによる進捗管理を行います。

7-4-2 行政経営の考え方に立った改革の推進

本市の特性を活かした持続的に発展するまちづくりを進めるため、中核市への移行をめざします。厳しい財政状況の中で効果的な財源配分が可能となるよう、徹底して事業・経費を見直します。また、変化の速い行政ニーズに対応するため、随時、各取組の振り返りを行います。

7-4-3 地域の総合力の向上

地方創生に向けて近隣自治体等との連携を進めるとともに公民連携の仕組みを活用しつつ、民間企業や教育機関、団体等の様々な主体とも連携し、地域活力を活用した地域活性化や市民サービスの充実を図ります。

また、交流・定住人口の増加をめざし、地域の魅力を都市ブランドとして内外に発信し、イメージアップや地元への愛着・誇りにつながる取組を進めます。

7-4-4 人にやさしいDXを推進し未来をみつめた市民本位のまちづくり

デジタル技術によって制限や障壁を取り払い、誰一人取り残されない、やさしいまちをめざします。

また、行政の内部事務の効率化・最適化を図り、生じた人・時間・財源を「職員でなければ遂行することができない業務」に振り向ける取組を進めます。

7-4-5 情報セキュリティ対策の充実

マイナンバー制度の運用などに伴う情報連携の時代に対応しながら、情報セキュリティレベルの維持・向上を図ります。特に、個人の権利や利益の保護を図るため、事務執行の前提として、個人情報을適正に取り扱います。

また、情報セキュリティに関する研修や講習会などを通して、職員の資質向上と市民への啓発に取り組めます。

第5節 財政運営

(1) これまでの主な取組

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応を速やかに実施できるよう、感染拡大時には予備費対応や多くの補正予算を組みました。
- ・ キャッシュレス納付方法等を拡充し、納税者の利便性向上を図りました。また、未利用市有地の売却、交換により、歳入を確保しました。
- ・ 財政事情の公表、財政のツボ、財政トークスなど財政に関する情報を公表するとともに、市の仕事報告会において本市の財政状況の説明を行いました。また、統一的な基準による公会計に対応した財務諸表を作成し、公表しました。
- ・ 直近で長寿命化改修工事を予定する小学校を対象にコンクリート圧縮強度等調査を実施しました。

(2) 課題

- ・ 税収の著しい増加が期待できない中で、今後社会保障経費や公共施設老朽化対策経費の増加に加え、引き続き実施していく大型事業経費への財源確保が課題です。
- ・ 公平性を確保するため、収納率の維持・向上や受益者負担を適正化していく必要があります。
- ・ 市の財政状況について多くの市民が興味や関心を持てるよう、様々な媒体の活用や、見やすく、理解しやすい情報の発信に向けて工夫していく必要があります。
- ・ 「所沢市公共施設等総合管理計画」及び「所沢市公共施設長寿命化計画」に基づき、計画的に公共施設マネジメントを推進していく必要があります。

(3) 評価指標

指標名	単位	現状	目標
将来負担比率	%	R4	R10
		-(負担なし)	8.8以下
説明	一般会計において将来的に負担が必要な負債の大きさを測る指標です。 数値は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものです。		
目標	毎年度、8.8%以下をめざすものです。		

(4) 基本方針

7-5-1 将来を見据えた財政運営

生産年齢人口の減少が見込まれ、大幅な税収の増加が見込めない中において、経常的経費の継続的な見直しにより、歳出の抑制に取り組むとともに、中長期的な見通しを視野に入れた効果的な財源配分を行い、計画的で健全な財政運営を維持します。

7-5-2 財源の確保

市税等の収納率の維持・向上や市有財産の有効活用を図るとともに、広告収入、ふるさと応援寄附や国・県支出金等を積極的に活用し、財源の創出と確保に努めます。

また、公平性を確保するため、受益者負担の適正化に取り組みます。

7-5-3 財務の透明性の確保

様々な媒体を活用し、財務情報を広く発信します。

また、多くの市民が興味や関心を持てるよう、分かりやすく、伝わりやすい情報を公開します。

7-5-4 公共施設マネジメントの推進

公共施設については、社会経済状況の変化を踏まえ、計画的な総量の適正化やライフサイクルコストの縮減を図ります。